平成28年 第4回定例会 総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録(第1日目)

本日の会議 平成28年12月12日 招集場所 長与町議会議場(第1委員会室)

出席委員

委	員	長	喜	々津	英	世	副 委	員 長	中	村	美	穂
委		員	安	部		都	委	員	安	藤	克	彦
委		員	金	子		恵	委	員	岩	永	政	則
委		員	Щ	П	憲	一郎	委	員	堤		理	志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 中山庄治 係 長細田浩子

説明のため出席した者

総務部長 荒木重臣

(総務課)

課 長 山 本 昭 彦 課 長 補 佐 中 村 元 則

課長補佐 小川貴弘

企画財政部長 久保平 敏 弘

(政策企画課)

課 長 荒 木 隆 課 長 補 佐 峰 修 子

係 長尾田光洋

本日の委員会に付した案件

議案第 61号 長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協 議について

議案第 62号 長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例

議案第 64号 長与町表彰条例の一部を改正する条例

議案第 65号 長与町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第 66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例 議案第 67号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 68号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 69号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 70号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 93号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

開 会 9時25分

散 会 15時15分

〇委員長 (喜々津英世委員)

それでは、おはようございます。

定刻少し前でありますけれども、定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任 委員会を開会します。

平成28年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について及び議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例。この2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

〇政策企画課長(荒木隆君)

皆様おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約 の締結に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は本町と長崎市の間において、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議をするにあたりまして、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。この連携協約に規定する事項につきましては、国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に準拠したものとなっております。具体的には連携協約を締結する市町の名称の他、目的、基本方針、連携する取組、費用分担、定期的な協議、協約の執行についてそれぞれ規定をしております。なお、第3条に規定する本町と長崎市が相互に連携して取り組む内容と役割分担は、別表のとおりでございます。別表中のそれぞれの取組について現段階で想定している具体的な事業は参考資料に掲載をしておりますので、少しお時間をいただきまして参考資料の方、ご説明をいたします。

まず、参考資料の1ページをお開きください。連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございますが、1番の連携中枢都市圏に記載のとおり、この都市圏は昼夜間人口比率が概ね1以上の政令指定都市または中核市が中心となり、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とともに形成するものでございます。2番の連携中枢都市圏構想推進の目的は人口の減少、少子化・高齢化が進む中にあっても、経済・生活圏を共にし、医療や火葬など、住民生活に密着した分野で広域行政の実績がある長崎市、長与町及び時津町で、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成し、圏域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするというものでございます。3番の財政措置の概要でございますが、まず1番上、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化などに主体的に取り組む長崎市にのみ措置がされるもので措置額は年間約1億6,500万円と試算をしております。その下、特別交付税は、各市町の支出に対し、上限を設けて措置されるものですが、まず、包括的財政措置として長崎市は圏域の人口規模等に応じて約1億円を、本町

は1,500万円を上限として算入されることとなっております。下段の外部人材の活用に対しましては年間700万円の上限を3カ年。また、病診連携等地域医療に対しては800万円を上限として、それぞれ措置されることとなっております。その下の※印を付した項目は、圏域に必要な建設事業等に係る特定財源になりますが、まず地方債において交付税措置がある有利な地域活性化事業債の充当や、その下、各省による支援策といたしまして、国交省における社会資本整備総合交付金の重点配分、また、その他関係各省による各種事業の優先採択などが示されております。

次に2ページをお開きください。4番の連携協約でございますが、これは長崎市と長 与町、または長崎市と時津町がそれぞれの議会の議決に基づき締結するもので、長崎市 及び時津町の各議会におきましても今回同様の議案を提案をしております。協約に規定する事項は国の要綱で定められておりまして、内容につきましては枠内に記載のとおりでございます。5番の平成28年度における経過及びスケジュールでございますが、今年6月に長崎市が連携中枢都市宣言を行い、8月には民間や地域の関係者で構成する長崎連携中枢都市圏ビジョン会議を長崎市が設置し、これまで3回にわたり協議が行われております。12月以降のスケジュールは、1市2町の各議会で議決をいただいた場合の想定でありますが、12月末をめどに1市2町の首長会議で連携協約を締結し、来年3月には連携中枢都市圏ビジョンについて議会にご説明し、今年度中の策定を目指しております。

次に、3ページをご覧ください。6番、連携協約における取組内容と想定する事業と いたしまして、協約に掲げる取組内容と現在策定作業中である連携中枢都市圏ビジョン に掲げる具体的な取組として想定している事業をお示ししております。上段の(1)、 圏域全体の経済成長のけん引。それから、下段の(2)高次の都市機能の集積・強化は 長崎市が主体的に取り組み、地域経済をけん引するもので、連携町においても、その便 益を共有するものでございます。まず(1)圏域全体の経済成長のけん引の①経済成長 戦略の策定は取組内容の欄は連携協約別表に記載のとおりでございますので、省略させ ていただきますが、想定する事業として経済成長戦略の策定、推進及び進捗管理でござ います。長崎市経済活性化審議会において、意見を聞きながら圏域全体を視野に入れた 取組を進めることとしております。②産業クラスターの形成及び地域製造業の振興で想 定する事業の1つ目は海洋再生エネルギー。これは洋上風力潮流等でございますが、産 業集積の推進で産業集積を図り、域内経済を活性化することで、地元企業の受注拡大に つなげることとしております。2つ目は工業分野におけるものづくり支援で経営力、競 争及び強化に向けた民間の取組を支援し、地域経済の活性化を図るということとしてお ります。3つ目は、造船造機分野におけるものづくり支援で、必要な知識・技術等の習 得とその円滑な継承を支援し、基幹産業を担う人材の確保等を図ることとしております。 ③地域資源を活用した地域経済の裾野拡大の1点目は、観光イメージアップ土産品開発 支援で、新たな土産品の開発を支援し、魅力ある土産品を増やすことで長崎観光のイメ

ージアップと観光消費額の増加等を図ることとしております。 2つ目は長崎練り製品ブ ランド化支援で長崎の水産練り製品のブランド化を展開し、「かんぼこ」の認知度を高 め、売上増加を図ることとしております。3つ目はアジア等販路拡大推進で、アジア諸 国等をターゲットにマーケット動向調査や試験販売・商談会等の実施を支援し、中小企 業の販路開拓等を図ることとしております。4つ目は長崎県産品の販売促進で長崎県物 産振興協会の活動を通じ、長崎県産品の宣伝・斡旋・販路拡大を図ることとしておりま す。5つ目は物産振興推進で、大都市圏における見本市への共同出展や、物産展の開催 により特産品の知名度向上を図り、売上や取引機会の増加につなげることとしておりま す。6つ目は中小企業団体支援で、中小企業の組織化と組織強化に向けた取り組みを支 援し中小企業の振興を図ることとしております。7つ目は「魚の美味しいまち長崎」の 魅力発信でございますが、圏域住民や観光客に長崎の魚を知ってもらうことで、消費拡 大を図ることとしております。④戦略的な観光施策の推進の1つ目は、観光振興計画の 策定と施策の推進で、交流人口の増加とにぎわいの創出に資する施策を計画的に展開し、 経済活性化と雇用創出を図ることとしております。2つ目は外国人観光客の誘致・受入 態勢強化で外国人観光客及びクルーズ客船の誘致・受入態勢を強化し、観光消費額の拡 大等、図ることとしております。3つ目は産学官連携によるMICEの誘致・受入体制 整備で長崎国際観光コンベンション協会など、関係機関と連携した誘致・受入体制整備 を進め、MICE開催による交流人口の拡大、地域経済の活性化等を図ることとしてお ります。続きまして(2)高次の都市機能の集積・強化の①高度な医療サービスの提供 で想定する事業としては救急医療、高度・急性期医療及び小児・周産期医療の充実で、 長崎みなとメディカルセンター市民病院の機能充実を図り、住民が安心して利用できる 医療環境を整備することとしております。②高度な中心拠点等の整備の1つ目、交流拠 点施設の整備検討では、MICE機能を中核とした複合施設の整備について検討を進め、 国内外から多くの人を呼び込み、また2つ目、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡張では松 が枝国際観光船ふ頭2バース化の早期実現を図り、多くのクルーズ客船を受け入れるこ とで、圏域の経済活性化を図ることとしております。③高等教育支援で想定する事業は 学びの場としての魅力向上と情報発信で就職等による将来的な地元定着も見据え、学生 の圏域での進学促進を図ることとしております。

4ページをお開きください。(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上でございますが、これらは、圏域の住民生活に密接にかかわる分野で、従前からある定住自立圏構想のもと、連携を検討してきた経緯があり、また、連携中枢都市圏が制度化される以前から既に連携して実施している取り組みもございます。①生活機能の強化に係る政策分野でございますが、医療の分野で想定する事業は、西海市を含む2市2町で既に実施しております二次救急医療施設、病院群輪番制病院の運営支援で、長崎医療圏域において引き続き病院群輪番制病院の運営を支援し、二次救急医療体制を確保することとしております。介護の分野は高齢者ケアに係る研修会の充実で、介護サービスを提供する事

業者・従業者等を対象とした研修会を実施し、高齢者ケアの向上を図ることとしており ます。福祉の分野の1つ目は子育て支援のネットワークづくり支援で、圏域における子 育て支援センターの相互の連携を図りながら、スタッフの資質向上と子育て家庭への適 切な対応につなげることとしております。2つ目はファミリーサポートセンターの相互 利用で、子育てを援助してほしい人と、子育てを応援したい人それぞれのニーズを満た すファミリーサポートセンターについて、1市2町で相互利用を図ることとしておりま す。教育の分野は既に実施しております図書館・図書室における蔵書の貸し出しで、圏 域住民に対する共通の取扱いとして、市外または町外の居住者に対しても、図書館・図 書室において蔵書の貸し出しサービスを提供し、生涯学習の機会の充実を図ることとし ております。土地利用は既に実施しております都市計画の広域調整で、市町が都市計画 を定める場合に、必要に応じて広域調整を行うこととしております。地域振興は、まず 農業ヘルパーの育成・あっせんといたしまして、圏域住民から希望者を募り、必要な研 修を行って、農業の労働力解消と担い手育成を図ることとしております。また、下段に なりますけれども、合同企業面談会の実施といたしまして、長崎公共職業安定所及び長 崎県との共催により、求人を行う事業者と求職者を集めてマッチングを行い、就業機会 を確保し、地元企業への定着や圏域への雇用創出を図ることとしております。2つ目は 学生等の地元定着支援で学生と地元企業の交流の場の設置や、テレビ・インターネット 等による紹介など地元企業の認知度向上に向けた支援を行い、圏域内外の学生等に関心 を持ってもらうことで、学生等の地元定着と企業に必要な人材の確保を図ることとして おります。3つ目は「実践型地域雇用創造事業」の実施で、既に今年度から取り組んで おりますが、圏域の1市2町と商工会議所等で組織する協議会において、国の委託を受 け、圏域の雇用創出に資する事業を展開することとしております。災害対策は、広域避 難体制の構築で既に締結しております災害応援協定に基づき、避難場の相互利用を行い、 住民の安全確保を図ることとしております。環境分野は事業所向け環境配慮セミナーの 共同開催、環境負荷を継続的に改善する仕組みであるエコアクション21の認証登録を 目指す事業所向けの説明会を、共同で実施することとしております。その他は火葬場の 設置・運営を行い、圏域住民の衛生・安全の向上を図るもので、既に実施しております 取り組みを協約に掲げ、引き続き連携していくこととしております。

次に5ページでございます。②結びつきやネットワークの強化に係る政策分野でございますが、公共交通に係る協議・調整で圏域の1市2町による協議の場を設置し、地域のニーズを踏まえた公共交通手段の確保と公共交通機関の利用促進を図ることとしております。道路交通は、道路等交通インフラ整備に係る協議・調整で1市2町による協議の場を設け、道路等交通インフラ整備の速やかな進捗を図ることとしております。情報発信の1つ目は、ケーブルテレビを活用した情報発信でケーブルテレビの情報番組を活用し、イベントや観光、その他の情報を発信して、地域間交流の促進等図ることとしております。2つ目はイベント情報等の共有・発信で、交流人口の拡大や域外観光客の誘

客につながるイベント・観光情報の他、さまざまな情報を共有し広く周知を図ることとしております。地産地消は農水産物の特産物・イベントに係るPR等の実施で、圏域の特産物等について相互にPR等を行い、消費拡大を図ることとしております。その他は独身男女の婚活支援で、企業・団体の独身グループ同士が男女で交流できる登録制の仕組みを構築し、そのマッチングを図るとともにイベントを実施することとしております。③圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございますが、職員育成・交流は職員合同研修の実施で、研修を通じて職員の知識・能力の向上と職員間の交流促進を図ることとしております。人材育成は学生地域連携活動支援事業、Uーサポの推進で圏域7大学の学生と地域団体等をつなぎ、自主的な社会参加活動を促すことで、学生の自己能力の成長等を図るとともに、地域の活性化につなげることとしております。以上が連携協約に係る取り組み内容と現在想定している具体的な事業でございます。

その下の参考1の表は、今年10月末時点における連携中枢都市圏形成の状況について記載しております。国が中枢都市の候補とする全国61の都市のうち、現時点で16都市が都市圏を形成済みとなっております。九州内の状況といたしましては、人口増加が顕著な福岡市以外はすべて連携中枢都市圏形成に取り組んでおりまして、圏域未形成の長崎市、鹿児島市及び佐世保市のうち鹿児島市は長崎市と同様、今年度中の圏域形成を目指している状況と伺っております。

6ページをお開きください。ここからは参考2といたしまして、現在策定作業中であります連携中枢都市圏ビジョン素案の概要をお示ししております。1番は連携中枢都市圏の名称及び構成自治体、2番の連携中枢都市圏の将来人口は各市町が策定した地方創生に係る振興ビジョンから平成32年度末の目標値を49.4万人と算出をしております。グラフで将来人口の推移をお示ししておりますが、紫色で表示した折れ線グラフは国立社会保障人口問題研究所の公表値をもとにした将来人口の推計値で、縦に色分けした棒グラフがそれぞれの市町が策定した人口ビジョンに示す目標値でございます。3番の連携協約に基づき推進する具体的取組につきましては、詳細を7ページ以降に記載をしておりまして、先ほど事業概要についてはあわせてご説明をしたとおりでございます。4番の具体的取組の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間としております。5番の成果指標KPIにつきましては、政策分野ごとに掲載している項目についてそれぞれ目標を定めたいと考えております。

なお、ビジョンの素案につきましては、3月議会で最終案をお示しできるよう、本議 案の議決をいただけましたら、年明けにもパブリックコメントを実施する予定としてお ります。以上で議案第61号の説明を終わります。

続きまして議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する 条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町はこれまで広域連携の取り組みとしまして、長崎市及び時津町とともに定住自立 圏の形成を目指すこととし、その協定締結については地方自治法第96条第2項の規定 に基づき、条例により議会の議決すべき事件としていたところでございます。この度、 国の制度改正を受け、中核市である長崎市を中心とする連携中枢都市圏構想に移行する ため、不要となる当該条例を廃止するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく お願い申し上げます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ただいま説明がありました。これから、61号の質疑を行いたいと思います。 質疑につきましては、参考資料のご説明もいただきましたのでその分も含めて、質疑 をやっていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。質疑ありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

それでは質問いたします。今ご説明もあったんですけれども、1市2町において、5年間の大体取り組み内容の協定というところでありますけれども、ここの契約の締結する協議の中で、この5年間の取り組みの内容は分かったんですけれども、2ページ目の2番の、起算してから2年間経過したらその効力を失うというふうになっておりますけれども、これはどういったことでしょうか。2年経ったら効力を失って、またその提携をするのかそれとも。教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

協約の第6条でございます。この協約自体の期間というものは連携を安定的に維持拡大していくという観点から、原則として定めないこととしております。連携協約の廃止をする場合においては、両者の協議ですね、相互の議会の議決も必要となりますが、それによって廃止をするということになると思います。ただ、この協議が整わない場合、連携協約の廃止をしたいけれども、両者の同意が得られず、一方の市及び、また町の方から廃止をしたいという場合でございます。議会の議決の得て失効を求める通知があった場合は、他方の意思に関わらず、2年経過後にこの連携協約が失効するということを規定しているものでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

内容は分かりましたけれども、そしたら例えば、協議の結果、この取組は自分のところは受け入れられないよと、長崎さんも違いますよってなった時に、例えば、それぞれの取組においてそのまま連携するのか。それともその取り組みで、この協議は例えば、1つ1つその観光分野、医療分野、介護分野って、それぞれの協議において失効するのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

今後この連携協約が締結された場合においては、別表に大きく1から3までございまして、それぞれに取組内容が掲載されているわけですけれども、この範囲内において、連携した取り組みをやっていくというのがこの協約でございます。ですので、その範囲内においてどういった取り組みをしていくのかというのが、今後、協議によってビジョンという形で具体的な事業というふうな流れになっていくんですが、そこで、その事業を具体化する際に、長崎市、長与町、協議の結果ですね、これについては一緒に取り組むことが現段階でできないですとか、そういったものをビジョンにはもう掲載がされないことになります。失効については、今回議案としてお願いしておりますこの協約全体についての失効と考えております。またこの中の一部の取り組みについて、失効、廃止をしたいという場合においては、全体の失効ではなく、協約の変更という形でまた議会の方にお願いをしたいと考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

了解いたしました。それでは、もう1つなんですけども、その海外の、長崎市の方が クルージングで毎年たくさんの客船を呼んでますけども、そういったその観光都市とし てやっぱり長与町もいろんなお客様を呼ぶためには、やっぱり長与町がホテルなんか全 然ないので、例えばその海外がたくさん来られた時に長崎市のホテルなんかもう満席に なって、満床になってもう泊まれないとかいう時がありますよね。そういった時にこの 海外交流のホームステイの受け入れなどは、長与町としては考えていらっしゃいますか。

〇委員長(喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

この連携協約の取組の中で、戦略的な観光施策の推進という、先ほど長崎市が主体的に取り組むという中で、1つの取り組みとしてお示しをしております。この中で長崎市が観光計画というものを策定をする予定になっておりまして、その中で、広域連携という項目が設けられる予定です。これはこの連携協約を締結する長与町もしくは時津町においても連携してこの観光に取り組んでいく、協力していくということで、先日、ちょっと事前にこういったことを考えてますよということを長崎市の方からお話をいただきました。それは、長崎市においても、やはりその宿泊施設っていうのが、1日に1万5,000室しか確保できないと、それを超える場合には、例えば佐世保市ですとか、長崎市内にとどまらず、別の地域へ宿泊、滞在をされるということでございました。そうした中で、長与町にホテルはないということもお話をしたんですけれども、ご提案をいただいたような民泊ですとかそういった形で協力できないかと。それにあわせて、長与町

の方にも足を伸ばしていただけるような観光資源を何か見つけていただけないかとか、 そういった協議を進めておりますので、そうした取り組みを、今後検討していくものと 考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 金子委員。

〇委員(金子恵委員)

この都市圏形成というか、連携中枢都市圏というのは、当初の目的というのは、公共施設をお互いが利用できるようにするというところから始まって、現在の地方創生の人口拡大、そういう部分が加わってきて、だんだん今の形になってきたのかなと思うんですが、この取組内容を読めば読むほど、どれだけのものが長与町にメリットとして、出てくるのかなっていうところが1番懸念しているところで。交付税のあたりもそうですけれども、本会議でこのお金っていうのは、都市圏全体を見込んでちゃんと使うようにというふうに通達がなされているということですけれども、これを締結するにあたって、やはりある程度協力するばかりではなくて本当にこの長与町としてのメリットというものが目に見えて分かるようにするためには、やっぱりこちらの方からもきちんとした提言をしていかないといけないと思うんですが、その長与町の落としどころっていうんですかね、そういうのはどういうふうに考えてらっしゃるんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

長与町のメリットがあまり目に見えないというか、明らかにされていないと。そういった本会議でもございましたけれども、ご質問だと理解しております。それで、本会議では私は財政支援であったり、各種の国の交付金、もしくは各省庁の補助金の優先採択、そういった財政的なメリットばかりをちょっと強調し過ぎたなという反省がちょっとございまして。実は当然、今後財政が非常に厳しい折に、そういった財政的な国の措置というものは重要になってくると思います。それは先般から国の交付金の採択に非常に苦労したというような中において、地域間連携という取り組みが今後ますます重要視されてくるということを念頭に置いたものでございます。ただ、今おっしゃったようにそれでは実際にその長与町民にとってどういったメリットがあるのかというところでございます。これにつきましては、今、議員ご指摘のとおり、当初は定住自立圏の協議という中で、これは定住自立圏の協議は地域住民の生活の利便性の向上というのが主な観点でございましたので、そういった観点での協議をしてまいりました。現在、連携中枢都市圏へ移行しましたけれども、当時のそういった取り組みはそのまま踏襲しているというところでございます。本会議において私は既存の事業の後追いというような表現もさせていただきました。それはどういうことかと申しますと、1市2町の長崎の圏域、従来

から経済圏生活圏が非常に強固に一体化されておりまして、先ほど16都市で都市圏の 形成済みという報告もありましたが、そういった他の圏域なんかよりもよほど、従来か ら締結はなされておりませんけれども、行政の共同の事務処理もそうですし、住民の生 活自体がお互いの行き来を全く意識しない中で行われてきたと。そういう中で後追いの やつもございますが、ただ、新たなやつもそれなりに含まれております。それは具体的 に申し上げれば、ファミリーサポートセンターを相互利用するというようなやつ、それ とか農業ヘルパーの育成、あっせん、合同企業面談会の実施、事務所向け環境配慮セミ ナーの共同開催、公共交通に関する協議・調整、これは、今後コミュニティバスなどの 検討していく上で、長与だけ考えてもあまり効果的でないということがございます。そ ういったことでこういうのも想定をしております。あと農水産物の特産品、イベントに 係るPRを共同して実施していく。独身男女の婚活支援、こういったものは、既存の取 組じゃなくて、今回のこういった協議をする中で、新たに想定をされてきたというもの でございます。それと、本会議でも私申し上げましたが、これはゴールではなくて、あ くまでも出発点ということでございますので、今残ってるのはどちらかと言うとすぐ取 り組めるやつ、実現可能性の高いやつだけ今残ってるという形ですが、今後正式に協約 を締結をして、1市2町それぞれの行政もしくはその市民、町民の皆さん、そういった 認識で今後は、一緒に考えていくという中において、より効果的な取組なども、今後検 討していくということを想定をしているというところでございます。ですから、財政的 なメリットだけではなくて、本当に住民の皆さんにとって、効果的な取組を、今も一定 ありますし、今後一緒にそれはまた考えていくというふうにご理解いただければと思い ます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

ちょっと質問をさせていただきます。この1番冒頭の議案第61号のこの鏡の次のページに、書いてありますところで、提案理由の説明になるのかな。3行ある部分ですね。そこの後段のところを読んでみると、締結することについて、長崎市と協議するものとするということが書かれてありますので、私はここだけ読んだ時には、締結することを長崎市と協議する議案なのかというふうに思ったんですが、別紙の部分を見ますと、別紙の第1条の前文といいますかね、ここの部分では、後段の方見ますと、次のとおり連携協定を締結すると書かれてあるんですよ。ですから前段1番最初の方では、締結すること、するのかしないのかを協議するものなのかと思いきや、別紙の方では、以下に掲げる内容について連携協定を締結するという、そこがちょっとどう解釈したらいいのかっていうのが理解できないんですが。これについてお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長(荒木隆君)

別紙に掲載しております連携協約については、実際に協約を締結する協約そのものというふうにまずはご理解をいただければと思います。そうしたことから、次のとおり連携協約を締結するというふうな一定案ですね、掲載をしてるというところでございます。鏡の次の、協議につきましては、これは地方自治法において、第252条の2第1項に、協約を締結する場合には協議をする必要があるというふうな規定がございます。ですので、まずは長崎市と締結をすることについて協議をすると。その協議については、同条第3項において、議会の議決が必要であるというふうになってますので、手続きの流れとして、そういうふうに記載をさせていただいてるというところでございます。この議決により協議が整ったということで、具体的に実際に協約を締結をしていくということになってまいります。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

もう少し理解を深めるためにお伺いをしたいんですが、これまでも、本町と長崎市の間で、この連携協定について協議をずっとされてきた経緯があるわけですが、これ今回、この議案が可決されたとして、今後もまた協議はやっていくものだと思うんですよね。 それでこれまでの協議と今後の協議というのは、どういうふうに、変わっていくものなのか、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

まずはこれまでの協議につきましては、この連携協約の締結にあたって、まずはその協約書の内容ですとか、そういったものの協議をしてまいりました。協議が整ったとしてこの締結がされた後でございますけれども、につきましては、協約の第5条に相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うというふうにしております。これにつきましては、今後、この連携の取組を推進していく上で、両者間の連絡調整の他、取組状況に関する情報提供ですとか、そういったことを毎年度、首長会議、首長の協議として行っていくということを想定しております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

そしたら、今度国からの財政措置についてお伺いをしたいんですけれども、参考資料に書かれてありますとおり、まずは普通交付税が全体のための財政ということで1億6,500万円。これ、年ですね。それとか、あと、長崎市、長与町それぞれで特別交付税があるわけですが、交付税の金額というのは毎年来るものなのか。それとも締結した時

に1回発行されるものなのか。このあたりはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

地方交付税の措置といたしましては、まず、1番目の普通交付税、これは長崎市の経済成長のけん引、それから高次都市機能の集積・強化に充てるための措置でございまして、これは毎年度、額が交付される予定となっております。次の特別交付税につきましても、上段の1市2町圏域の分、約1億円。これは長崎市に対するもの。それから長与町、時津町に対する1,500万円上限。これも毎年度、その事業を実施したものに応じて、その経費に対する措置がなされるものとなっております。下段につきましては記載のとおり、外部人材の活用は3年を上限と。病診連携等については、実施した事業に応じて毎年度、この800万円上限という措置がなされるということとなっております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

それから今後、この可決されたとして、事務的な詳細を詰めていく形になろうかと思うんですが、その際に、事務体制がどうなるのか。1つは、お互い長崎市、長与町それぞれに連絡調整するのか、それともかなり綿密な調整が必要になってくるとなると、もしかしたら長崎市の方に町の職員さんが長期出向といいますかね、という形になって当面、そういう出向みたいな形で詰めていく形になりはしないのかっていう気もするんですが、そのあたりはもし分かればお聞かせいただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長(荒木隆君)

現段階で、具体的な取り組みとして、今、それぞれ検討をしている段階でございまして、それに係る事務体制については、まだ、このビジョン会議ですとか、両町の企画部門会議等で話題となったところではございません。ただ、広域的なその調整会議、そうしたものは当然出てまいりましょうし、例えば研修という中で、1市2町でのそうした人事交流というものも視野に入れての検討でございますので、現段階でまだ不確定でございますが、そうした長期的なものというのも一部、検討に入ってこようかとは思います。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

この協定の中で長崎市がけん引役を果たすということが1つに書かれてるんですが、けん引と言いますと、分かるんですよね。例えば鉄道で言いますと、1番先頭に付いててる機関車、こういったもので引っ張っていくのがけん引ということですが、今回の連携協定の中でけん引とはどういうものなのかっていうのをお互いの中で話し合ったりっていうのがあるのか。定義といいますか、理屈では分かるんですが、恐らく長崎市が主導していくということだというふうには分かるんですが。例えば長与町が逆にこの部分は長与町が引っ張っていくという形にならないかもしれませんが、完全に長崎市がけん引するっていう、そのけん引の何ぞやということが議論されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

おっしゃるとおりけん引っていうことは、引っ張っていくということですので、1市 2町でそのけん引という言葉がふさわしいのはやはり長崎市ということになろうかと思 います。これまで、1市2町の企画部門で、頻繁に打ち合わせ等会議を重ねてまいりま したが、そのけん引の定義について改めて議論したということはございません。ただ、 先ほど私申し上げたとおり、以前の定住自立圏の時の圏域全体の生活関連機能サービス の向上、これで本会議でも申し上げました60項目ぐらいあったやつが、だんだん1つ 落ち、2つ落ちして、落ちついてきたと。そういう中において、国のまち・ひと・しご と創生総合戦略が閣議決定をされまして、それにあわせて、このスキームが示されたと いうところでございます。ですから、けん引という言葉は、国から見た時に長崎市がこ の圏域を頑張って引っ張ってくださいよと、そういったニュアンスにも受けとめられる というところは、改めて議論をしなかったにしても、1市2町の担当者はそう感じてい たものと思います。ですので、新たに連携中枢都市圏になって示された圏域全体の経済 成長のけん引、それと高次の都市機能の集積・強化ですね、高次という高い次元のとい うことで、これも修飾されておりますので、この部分はやはり長崎市が主体となって頑 張ってほしいということです。ただ、他の圏域と違いまして、長与町は長崎市にたくさ んの通勤・通学者が出ていらっしゃると。言うなれば長崎市の労働力のかなりの部分を 長与町の住民が占めている。それと長崎市の購買力のかなりの部分は長与町の皆さんが 占めていると、そういったこともございます。ですので、先ほどの経済成長の部分です けれども、やはり観光であったり、土産品の開発であったり、そういった部分について は長与町内にも一定有力な事業者が存在しておりますので、一方的に長崎市が後の2町 を引っ張っていくというような構図ではなくて、やはり長与町としても出来る協力はし てまいりますし、やはり協力しながら進めていくという部分もかなりの部分としてある のではないかと考えております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

けん引の中で私がちょっと懸念するのが、例えばけん引と言いますと、例えばその圏域のいろんな事業についての企画、それから計画立案ですね。こういった頭脳的な部分は基本的に長崎市の方が担っていくというふうに理解するんですが、そういう形になるのかどうかですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

先ほど課長の方から個別具体的などういった取組なのかっていう簡単な説明がございました。その中に、例えば観光振興計画であったりとか、産業クラスターとかいろいろ固有名詞、出てまいりましたけれども、それは基本的に長崎市が庁舎内部もしくはその外部委員を含めたところで、既存の組織として持ってるような機関でございます。ただ、以前はそれだけで完結していたのかもしれませんけれども、協約を締結したからには、やはり長与町と時津町も意識した様々な取り組みが、今後進められていくものと思いますし、その1例といたしまして、例えば、また観光の話になるんですが、長崎さるくというのが非常に、たくさんのメニューが揃ってて評価されてるという中において、今後は長与町でも、長与町のさるくを一緒に検討してまいりましょうと、そういったこともございますので、やはり圏域を意識したということを長崎市も当然考えてくださってるというふうに考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

ちょっと言いにくい面があるんですけども、後で出てまいります自立圏構想ですね。これにつきましても今回の中枢都市にしましても、どうも人口が、長崎市がどんどん減っている状況なんですね。それで過去もそうなんですが、長与の人口の増加の、初期段階では90から95%は長崎市からの流入人口で長与町は増加をしてきたわけです。ずっとほぼですね。最近はそうでもないかもしれませんけれども、そういう流れが、まだ止まってはいない。時津も一緒ですね。かなり長崎市からの流入が入っておるというふうに思われるわけなんです。そういう意味からすると、自立圏構想にしても中枢都市にしても、どうもその長崎市が中心で、今けん引という表現があっておりましたけど、どうも長崎市に追随をするようなそういう状況に捉えやすいという感じを私、持つわけです。これは名目は3大都市圏の東京、大阪、名古屋ですか。そういうところに人口流出を防ぐというような名目で、この連携中枢都市が自立圏構想の次に出てきてまいりましたけれども、どうもやっぱり、この都市圏から、どんどん3大都市圏に流れて、長崎市の人口がどんどん減っておると。そういうことでもないわけなんですね。したがって、

言わんとするのが長崎市が中心で動いていって、それに周辺の長与、時津が追随をしていくような、そういうことに前から気にかかっておったんですけどね。どういうふうに思われますか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

人口の近年の推移ですけれども、長与町は、先日の国勢調査の速報値でもかろうじて 踏みとどまっておりました。減らしていないというところです。時津町も減らしており ましたし、長崎市も大きく減らしておりました。そういう中、こういった事情はこの長 崎圏域だけじゃなくて、全国の地方都市はどこもそういった状況にあるという中におい て、国が全国の61の中核市に人口のダム機能を一定果たしてほしいという中でこうい ったスキームが示されたと。おっしゃるとおり、本町は長崎市からの流入人口で大きく なってきたという経緯がございますけれども、ただ、今回は何といいますか、今回のこ の圏域だけじゃなくて長崎県も大きなテーマとして捉えてますが、高校進学時もしくは 就職時の若い世代の人口の大幅な転出超過を何とかしようというのが1つ大きなテーマ となっております。あと60歳を過ぎた年齢層については、僅かですけれども転入超過 の傾向がございます。これは定年退職を迎えてふるさとに戻る層がいらっしゃるという ことだと思います。ですから、若い世代の転出を抑制をする、地元の大学に進学をして いただいて地元で就職をできればしていただくと。都会に一端出てしまった方について は定年後また再び戻ってきていただく。そういった観点も今回はございます。ですので、 長崎市と長与と時津と、この狭い圏域だけの人口のやりとりではなくて、全国的な広範 囲の人口の異動の状況なども踏まえたところでの検討ということをご理解いただきたい と思います。極端な例ですけれども、大村市がかなりこの5年間人口を増やしておりま す。それはどういうことかと言うと、やはりあそこは平たん地ですし、高速であったり JRであったり、通勤、通学の足も一定利便性があるということだろうと思いますが、 今後はこの長崎県域で一緒に努力することによって、そういった大村であったり諫早に 流れていた人口をこの圏域に留め置くということも大きなテーマというふうに考えてお ります。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

言わんとするのはよく分かりますけれども、やっぱり追随のような形で、これは自治体、あるいは一部事務組合ですね。これはもうはっきりこの自治体として見られるわけです、一部事務組合も。それ以外が協議会なんで。そういう形で行く場合には、やっぱりお互いが主体性をきちっと持って対応していかなければ、そこの大きなところに追随

をされて、それこそ堤委員が言われるように引っ張っていくけん引車があまり強くなっ て、何も言えないような状況では、一緒に協議をしながら、連携中枢都市を形成をしま しても、何もならないということになりかねないもんですからね。十分主体性を持って 取組をしてもらいたいなと。それともう1つはこれと関連があるというふうにも私思う んですけども、説明会を全協でしましたよね。もう今3回しましたかね、全協で。だか らそれなりのお互い認識は、深まってきておるというふうに思われるわけです。ところ が、その時私が言いましたのが、連携中枢都市の宣言を何故長崎市だけがするんですか と、何故長与・時津がしないんですか。いや、もうそうなっているんですよなんて、そ ういう発言答弁があっておりましたけども、やっぱり議会は長崎市の議会で宣言をした わけですので、当然長与も時津も議会があるわけでしょう。そういうところで、同じ表 現でやっぱり議会で表明をするとそういうものが、やっぱり主体性の問題のなさという か、それは強く言って、うちの議会、時津・長与の議会でも宣言をすべきだという主張 をして、そこで公益性、平等性が生まれてくるわけなんです。長崎市だけがやれば良い んだと、そしたら両議会なんなのということに私は感じました。だからそのことが、先 ほど言うその主体性の問題。これはやっぱり十分主体性を持って、協議会の場合は特に 注意をしておかなければ、大きいところから引っ張って行かれて、もう追随をしてしま うということになりかねないわけで。そのあたりの決意はどうなんですか、考え方は。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

ご懸念は定住自立圏のお話を今ご説明している時から、そういったご懸念があること は承知をしております。これは本町とか本圏域に限らず、全国どこもそういった状況に ございまして、今日の最初の質疑の中に協約の中に、起算して2年を経過した日にその 効力を失うということがございます。これはどういうことかというと、要は紛争が生じ た時に、例えば県であったり総務省であったりというのが仲立ちをするんですが、それ でもうまくいかなかった時は、これ自体失効するんだよというのを予めこの中に謳い込 んでおくということは可能になっているということです。これ謳い込まなくても良いん ですが、あえてちゃんと謳い込んでます。例えば、一般的にその連携中枢都市が周りへ の配慮をあまりしないというような場合は、これを白紙に戻すというところも担保する というような仕組みに元々なっております。今回お示しした内容に将来的に盛り込むと、 もっとたくさん幅広くやっていくということも当然ですけれども、これはもうやはり無 理だということで、それを削るというような場合においても、これは議会の議決が当然 必要になってまいります。今回、議決をいただいた分についての変更などはですね。で すので、そういった形で私どもも議会に対しては、きめ細やかに説明をする責任がござ いますし、そうしていこうとも思っております。ご指摘のとおり、長与町の個性と独自 性をきっちりと堅持しながら、この1市2町の持続可能なまちづくり、共存共栄を目指

していきたいということをはっきり申し上げたいと思います。以上でございます。

〇委員長(喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

連携協約のこの4条、これは本会議でもちょっとあったんですが、私も前からチェッ クしていたんですけれども、この費用負担の額の今はっきりしないということも分かる ような気もするんですけども、どういうようなものが負担として出てくるのかというこ とはやっぱり、費用負担の甲乙協議して別に定めるとしておりますけど、どういうもの が出てくるぐらいは、はっきりやっぱりして説明をしておくべきだろうというふうに思 います、これが1つと。同じお金の面なんですけれども、1,500万を貰うから、安 易に1,500万貰えば良いんじゃないって、連携中枢都市で名を連ねれば良いんじゃ ないという、先ほどの関連もありますけど。そういう安易なことではなくして、やっぱ り主体性を持って、先ほど言ったような考え方で進めていただきたいなということもあ るんですが。誰かの質問に、本会議でしたかね、長崎市が1億円、特交が1億円が上限 とあるものに対して質問があっていたと思いますけれども、これ長崎市だけじゃないん ですよと、使い道は。そういうことを長崎市だけのものではないと国は言っていると。 こういうことを発言されておったというふうに思うんですけどね。それはどういうこと なのかなということを我々は思うわけです。その点はこの審議の中で明確にこういうも のなんですよと。だから長崎市が1億円は使えないんです。長与は1,500万は使え るんですよと。そして使えないものはどういう理由で、どの程度どうなのかということ はこの場で説明をしておかなければ不明に終わってしまうということになろうと思いま すので、その4条の費用負担とあわせてご答弁をいただきたいと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

4条の費用負担、協議において別途定めるということになっております。原則として、この別表の方に掲げております取り組み、これらを推進する上ではやはり一定、全てにおいて本町にも経費が発生するというふうに想定はしております。例えば、大きな1点目と2点目ですね、これについては長崎市が主体的に行うと。実際にそのMICEの誘致ですとか建設、それから観光客船のふ頭の整備ですとか、こうしたものは長崎市が負担をしてやっていくんですけれども、これを町内の例えば企業へ周知する、住民に周知する、そうした経費についてはやはり長与町が負担すべきであるというふうに考えておりますし、大きな3点目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上、こちらについてもそれぞれ連携して取り組む上で、応分の負担というものが発生するというふうに考えております。それに対する財政措置ということで、国の方からこの普通交付税、特別交付税の措置がなされるわけですけれども、まず普通交付税については、長崎市にだけ措置

がされるものでございます。これは大きな1点目の圏域全体の経済成長のけん引に関する取組、それから2点目の高次の都市機能の集積・強化に関する取組、これに充てる経費として措置がされるもので、圏域全体の住民の暮らしを支えるための各種サービスの提供に係る経費について措置をされてますというふうに謳われておりますので、長崎市が活用するにしても圏域全体を見据えた、踏まえた取組に対する措置というふうな位置づけになっております。また、特別交付税につきましても長崎市に対する1億円、こちらは3点目の生活関連機能サービスの向上に対して措置がなされるということになっております。1億円が上限です。一方で連携町、長与においては1点目、2点目、3点目、いずれにおいてもこれに係る取組の経費に対しては、この特別交付税が1,500万円を上限として措置がされるというふうな位置づけになっております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

その1億円の上限のことを、長崎市だけではないんですよという発言をしたんじゃないかなというふうに思うんです。それはどういうことなんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

ちょっと補足をさせていただきますが、1,500万円上限という特別交付税がございますけれども、これは新たに取り組みを始めたとして長崎市が幾ら、長与町は幾ら、時津町が幾らと新たな例えば負担金が発生したとした場合に、そういったものを総務省と協議をして、認められたらこれが措置されるというふうにお考えいただきたいと思います。1,500万ぽんと来るというわけではございません。事業の取り組みによって、措置されるものでございます。それと先ほどの長崎市の1億円についてですが、本会議でも、私、これご紹介いたしました。平成27年に総務省自治行政局市町村課長から発出された文書でございます。もう一度、これ、読ませていただきます。連携中枢都市の取組に対する普通交付税措置については、圏域全体のために、連携中枢都市が実施する取組に対する財政措置であることに特にご留意くださいと。圏域全体のために連携中枢都市が実施する取組に対するものですということで、これ実際に市町村課長様が長崎県庁で説明をされましたが、口頭でもはっきりそういった説明をされました。ですから、これは多分全国で同じような懸念が、連携中枢都市の周りの自治体にやっぱり根強く残っているということに対しての国の一定の考え方を示したものというふうに考えております。以上でございます。

〇委員長(喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

その費用負担の件と若干関連するんですが、今言われました1億6,500万円は、 国の方も明確に連携全市町全体の経費という位置づけだということですけれども、長与 町の1,500万円、これ上限ですよね、この分について、先ほど課長の説明の中でい ろんな費用負担が出てきた中で、その分についてはこの1,500万円というのを使い たいということですので、長与町もこの1,500万円が自由に自分達が使えるという ものではなくて、あくまでも互いの連携のための必要経費としての位置づけというか、 そういう形だと理解してよろしいんですかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長(荒木隆君)

具体的なこの特別交付税の措置に関する手続きの中で、連携中枢都市圏の形成を踏まえた取組、その取組がどういったものであったのか、それに関してどういう経費が使用をされたのか、予算措置がどうなってるのかというふうな内容を報告することになっておりますので、これについてこの連携協約の取組に関する事業についての経費にしか、この特別交付税は措置がされないというふうになっております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

同じく財政の問題ですけれども、私の考え方ではもうざっくりと言えば、結局、長崎市が発展しないと時津・長与の発展もあり得ないよっていう1つの大きな考え方があろうかと私は思ってるんですよね、この連携中枢都市圏の考え方は。それを目指した上でMICEを長崎市の方に作る、それから、松が枝に大型観光船がもっと停泊できるようなふ頭を整備するということなので、私はもしかしたら先々では、例えばMICEの整備、ふ頭の整備についての費用負担についても、もしかしたら長与町も負担をお願いしたいというような話になってくる可能性も十分考えられると思うんですが。そこはもう明確にないということでよろしいんですか。可能性としても出てないんでしょうか。

〇委員長(喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長(荒木隆君)

MICEやふ頭に対する経費負担というご質問でございますが、それに関しても一切ないというふうに考えておりますし、そういった協議も当然行っておりません。一方で、共同で設置してとか、あと利用させていただいてるような火葬場、こうしたものについては一定負担をするという話も当然協議の中で出ておりますので、先ほどのご質問につきましては一切ないというふうにお答えをいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

先ほどから説明で連携中枢都市の協約ですね、結ばなくても今まで病院とか火葬場と かそういったものは、長崎市のものも利用させていただいているというところなんです けども、間違っていたら申しわけないんですが、この連携協約に基づき推進する具体的 取組、この別紙ですね、そこの12ページのところで、地元の大学、今長崎大学など6 割ぐらいはもう県外の学生が来ているというようなことを聞いております。ですが、就 職等については県や長崎市の方も説明会等はしているかと思うんですけども、いま一つ、 よその都市圏の企業といいますか、そういったところの学生を欲しいっていう熱意より も何か低いように私は感じるんですね。せっかく長崎にもともと住んでいる学生、長崎 とか長与とか、この近隣に住んでる自宅から通う学生だけじゃなくて、せっかく長崎に 来て、住んでよかったなと、都市圏でいえば普通都市に福岡とか大阪、東京に大学に行 きますとそこで就職の数が多いということもありましょうけども、そこで就職して帰っ てこないっていうのが、人口の減少ということかと思うんですね。この事業実施年度が 28年度からになってるので、もう既にやってるという学生等の地元定着支援っていう のは、よそのところは29年度からとか矢印が引っ張ってますけども、28年度からや ってるというものに関しても、この連携協約に基づいて、またそうしましたら、より強 化するとかいうか、取り組みについてまた尚一層取り組みするべく、連携協約をすると いうことで考えてよろしいんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

この圏域全体の生活関連機能サービスの向上の部分は、既存の取組を掲載してる部分もございますし、それをより今後、発展させようというような表現で掲載してる部分もございますし、従来なかったものを、今回の協議の中において新たに取り組もうというものもございます。今ご質問にありました学生に対する地元定着支援の取り組みですけれども、これは従来からそれなりに連携してやってきてたというものがございますけれども、今回こういう形でちゃんと協約の中に位置づけをいたしまして、定期的に所管同士が会合を持つことになってまいりますので、どちらかといえば従来は所管の考えに委ねられてた部分があるんですが、今後は1市2町が組織決定をした中において、正式に協議をしていくということでございますので、従来にも増して効果的な取組というものが想定されるでしょうし、そういったものが出てこないとあまり意味がないものになってしまうと、逆に言えばそういうことになろうかと思います。ですので、今後は、きっちりとその成果を出せるような形で、KPIも設定をしておりますけれども、これまで以上に効果的な取組となるように、努めてまいりたいと考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

金子委員。

〇委員 (金子恵委員)

今後のためにも聞いておきたいことがあって。この取組とかそういうものっていうのは、長崎市が中心ということで、長崎市の総合計画に沿ったものになっているのではないかというふうに感じるんですけれども。何故かというと、佐世保の方のこの中枢都市圏をするにあたって、佐世保自体が佐世保の総合計画との整合性っていうところで考えてらっしゃるようなので、もし万が一そうだとして、となると今度長与町の第9次総合計画とのこの取組の整合性っていうんですかね。その部分はどういうふうに今からなってくるのでしょうか。またその変わっていくっていうのか。例えば長与町の第9次に入っていないことは一緒に協力は、ここはできないのかなというふうに持っていくのか、ちょっとその点をお聞きしたいんですけど。

〇委員長 (喜々津英世委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

委員ご指摘のとおり、再々触れておりますが、大きな1つ目、圏域全体の経済成長のけん引と、大きな2つ目、高次の都市機能の集積・強化、この部分はやはり長崎市の総合計画と大きくクロスオーバーするというか、被っていると、重なっているというふうに思います。3つ目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上、これも長崎市の総合計画の中にも謳われているものでございます。ただ、個別具体的に見ていただけば分かりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、既存のやつもありますし、既存のやつの発展形というのもございますし、新たな取組というのもございます。ただ、これまでもそうですけれども、通勤・通学者の50数%が長崎市に向かっているという現状におきまして、現在想定しているこれらの事業が、現在の第9次総合計画と齟齬があるようなものっていうものはほぼないというふうに考えております。あくまでもその事業レベルですので、今後そのビジョンの中でお示しをするんですけれども、そこで、大きく齟齬があるようなやつは多分協議が整わないというふうに思いますので、その点はあまり心配をされる必要ないというふうに考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

どんなふうに言ったら良いかな、6番目の連携協約における取組の想定する事業というのがありますよね。これが6ページまで、3、4、5、6というのがありますけども、これをより具体的に示したのが、次の別紙ですよね、7ページから7、8、9、10、11、12、13、14、15までありますね。これは具体的に表現している。そのうちに、今までずっとあの長年やってきておりますその火葬場の問題は、ぴしっと位置づ

けてあります。ところが、大事なその消防の問題は載ってないわけです。これは議論してなかったんですかね、載せるべきじゃないですか。違いますでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

委員ご指摘のとおり、消防救急についてもこの協約の中へという議論はございました。 その協議をしていく中で、現行のこの消防救急につきましては、自治法上の事務委託と いうことで、消防事務の委託に関する規約、こちらを締結して行っているということで、 現段階では別の整理として掲載をしないというふうな判断になったわけでございます。 一方で、火葬場でございますけれども、こちらについては、自治法等、法的な根拠では なく、個別の覚書により締結されたものということで、連携項目に位置づけて、取り組 んでまいるというふうに判断をしたところでございます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

では質問がありますので、委員長交代します。

〇委員(中村美穂委員)

質疑はありませんか。

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

先ほどのMICEの施設に係る負担はないということでありますけれども、これが現実に動き出して、いわゆるソフト面で恐らくないだろうと思うけど、ハードの分で、これを利用した事業を展開していくということになるとこれ当然、本町としての負担というものも出てくるのではないかと思うんですが、そこら辺についてお尋ねします。

〇委員(中村美穂委員)

久保平部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

本町のまちづくりの基本は、総合計画でございます。先ほどのご質問との関連にもなりますけれども、その中にMICEであったり、観光船のふ頭とそういった記載は一切ございませんし、中期的な本町のまちづくり、中期的な実施計画においてもこれまで出たこともございませんし、今後も出ることないと思いますので、そういったその莫大な事業費がかかるものの一部を長与町に求めるということは、私どもとしては一切想定をしておりません。これまでにも、例えば協議会の負担金と、そういったものは当然議題になりまして、議論になりましたけれども、ハード事業の一定の負担ということについては、これまでもありませんでした。仮に万が一そういった提案がなされたとした場合は、先ほど申し上げたとおり、私どもとしては述べるものでありませんし、その項目自体を協約として存続するかどうかという議論になってまいると思いますけれども、現状

において私どもはそういったことは一切想定をしておりません。以上でございます。

〇委員(中村美穂委員)

喜々津議員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

よく言われるのが、中核都市が栄えて、周辺の町が衰退をするということがあってはならんということです。要はこの連携中枢ビジョンが2月、3月にまた議会にも説明があるということですけれども、いわゆる町独自の独自性というか、こういったものがきちっと担保されなければ、大きいものに組み込まれてしまうという懸念が、どうしても出てくるわけですけれども、そこら辺については、議会としては今後いろいろこの問題を話をする時には説明会を聞くけども、それは議会の議決は必要ないわけですよね。当然事業が、このビジョンに基づく事業が展開されてきて、本町の負担というもの出てくる可能性があるわけですけれども、そういった部分で、要は先ほど言いましたけれども、長与町の独自性、自主性を担保できるかと。それについては、明確にお答えいただければなと思いますが。

〇委員(中村美穂委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

先ほども、部長の方から答弁申し上げたとおり、本町のまちづくりの指針としてはやはり総合計画でございます。長崎市と連携して、この都市圏を形成して取り組んでいこうとする中においては、全てにおいて連携するというわけでは当然ございませんで、今回お願いをしております協約にかかる範囲内での取組ということになってまいります。そうした中で今後も引き続き具体的な協議をしていくんですけども、そこはやはり長与町の個性が失われないように、むしろ個性を発揮できるように連携していきたいということを会議の中でも申し上げていきたいと思いますし、総合計画、連携で取り組まないもの、これについては今までどおり、今まで以上に効果的に進めていきたいと、個性を発揮していきたいというふうに考えております。以上です。

〇委員(中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長(喜々津英世委員)

じゃ、ちょっとこれから具体的な協約の中身についてちょっと質問をさせていただきたいんですが、1番当初の同僚議員の質問の中で失効という問題が取り上げられました。その中で、課長の答弁の中で、例えば一部失効ということはなくて、その場合は協約の変更もありうるんだということだったと思うんですが、それは間違いありませんか。

〇委員(中村美穂委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

この協約を締結した後に、実際に取り組む中で、そうしたトラブルといいますか、紛争、そういったものが発生した場合に解決ができなければ、その部分についてはもう引き続き取り組むことは不可能だというふうに考えますので、全体を失効するのか、その関係する部分だけを落として変更するのかという方法が考えられると考えております。

〇委員(中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

そうしますと、第6条の失効ですけれども、私は、この失効だけじゃなくて変更と、 協約の変更という文言も入れるべきではないか。これは他のところでは、協約の変更及 び失効か何かそういう表現の仕方で条文の頭につけておるところがあるわけですけれど も、将来的に、そういう中身がその協約の中身、別表の中身が変更する場合には、やは り、そこに変更というものも入れておく必要はないかと。そういうふうに思うんですが、 いかがですか。

〇委員(中村美穂委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

協約の変更及び廃止につきましては、自治法の方に規定がございまして、例えば両者の協議が必要ということと、議会の議決が必要という当初の連携協約の締結と同じ手続きによって、変更・廃止をする必要があるというふうな規定がございます。以上でございます。

〇委員(中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長(喜々津英世委員)

確かにこの説明資料の2ページの国の要綱に基づき規定する事項の中の1から6まであるわけですけれども、これについては協約の失効だけが書かれてあります。ただ、よその連携、この協約の協約書を見てみると、そういったものが入っていたので、そういう質問したわけですけれども、地方自治法の方でその定めがあるので良いということであれば、特段問題にするようなことはないと思います。それともう1点がこの参考資料の4の連携協約の中に、この枠で囲んだ中で、4番目の連携する取組ですね。これについて、こういうふうにア、イ、ウということで取り組む内容を協約の条文に書きなさいというふうになっていると私は理解しているんですが、よその部分を見ると確かにこの3点が掲載をされている。しかし、今回、長崎市と結ぶこの協約については、それが全く分からない。したがってこの協約を見てもどういうことに取り組むのかということを、別表を見なければ理解ができないということになるわけです。私は、例えば第2条で1番上の右の方に、次条に規定する取組についてというふうになってますが、次条の第3条を見てみると相互に連携する取組云々は別表のとおりということで、これも別表を見

なければ分からない。したがって、私はこの3条に圏域全体の経済成長のけん引に関する取組とか高次の都市機能の集積・強化に関する取組、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組と。別表に掲げておる、この頭の部分だけはここにやっぱり入れとく必要がありはしないかと。そういうふうに思うんですが、いかがですか。

〇委員(中村美穂委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

今回お願いをしてます連携協約につきましては、第1条から第6条まで、いわゆる本則と言われる部分。それから、別表(第3条関係)という部分、これが全てを含めて、連携協約として締結をしたいというふうに考えております。その規定の方法ですけれども、法制執務といいますか、テクニックといいますか、の一つとして、確かにご指摘のとおり、第3条としてここに表をそのまま載せるとかそういう手法もあろうかと思いますが、その見栄えといいますか、その整理の仕方ですね。より分かりやすくということで、本則においては別表のとおりと規定を置いて、別表として改めて表だけを掲載して見やすくしているというふうにご理解をいただければと思います。以上です。

〇委員(中村美穂委員)

喜々津委員。

〇委員長 (喜々津英世委員)

相互で話し合った結果の協約書の内容でしょうから、もうこれ以上言っても長崎市がこれで決めれば、それで終わりということになってしまうかもしれない。ただ、より分かりやすくするためにということであれば、何に取り組むのかということ、より分かりやすくするためには協約書に、この条文の中に別表見れば分かるんですよということじゃなくてね。この本文の方に、やっぱり入れるべきじゃないだろうかと。これはいくら言っても一緒かもしれませんけれど。私はそういうふうに思います。それと、小さいことですけれども、この第3条の条文が、甲及び乙が相互に連携する取組と書いてあります。これは相互と連携は基本的には同義語。同じ意味を持つ。ですから、甲及び乙が連携する取組は次に掲げる云々と、これでもう十分なんですよね。ですから、十分協議をされた上でのことかもしれませんけれども、もし変更がきくようであれば、こういったもの、それからまた先ほど言いました3つの主な取組内容、ここらへんについてやっぱり見直す必要がありはしないか。もう議案ですから、これが変更というのはあり得ないでしょうから。そこらへんについてちょっと見解だけをお聞きをしたいと思います。

〇委員(中村美穂委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

第3条の、まずは別表の件ですけれども、別表も含めての協約と先ほど申し上げましたが、例えば給与条例とかでも、そういうふうな手法で、本則には書かずに別表として

記載をしてると。これについても、別表だから別ものだよという考えではなくて、別表のとおりという言葉が第3条自体にございますし、別表も含めたものが協約全体の構成だよというふうにご理解をいただければと思います。それから、相互に連携する取組、こちらの意味合いが少し被ってるんじゃないかというご指摘でございますけれども、議案として、お願いをしている以上、これが最終案ということで、修正はちょっとできかねるかなというふうに考えておりますので、その点もご理解をいただければと思います。以上でございます。

〇委員(中村美穂委員)

委員長交代します。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

今回議案が可決されたということになりますと、今後は各議会に対する説明のみにな っていくわけですよね。で、我々として可か非かを判断するのは今回になるわけなんで すけれども、今後の予定っていうものを以前いただいた中で、これが締結された後に連 携中枢都市圏ビジョンを策定するということに流れがなっていこうかというふうに思う わけですけれども、以前いただいた資料で連携中枢都市圏ビジョン会議の委員さん方が、 今後そのビジョンを作っていく形になろうかと思うんですが、その中で15名の委員さ んがあるわけですけれども、産業界、研究機関とか金融、観光、医療ということで、か なりの大多数が、長崎市の関係になっていくというふうになって、長崎市がけん引役だ からこういう形だと思うんですが。ちょっと1点気になるのが、連携町とりわけ長与町 に関係する委員さんということでなってるのが、長与町の総合開発審議会の会長さんと、 それからもう一方が県立、恐らくシーボルト大学の教授だというふうに思うんですが、 このお二方がいわば長与町の利益といいますか、長与町民のそういった利益をきちっと 守るといいますか、不利にならないような形でやっていってもらわないと困るわけなん ですが、そのあたりが、長与町とこの方々との連携というのは、長与町の考え方がぴし っとこの方々に伝達できるっていうような仕組みというのは検討されているのかどうか をお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

委員ご指摘のとおり、このビジョン会議の委員の多くは長崎市が設置する会議でもございますので、長崎市に関係する大学、金融機関、観光、医療等、委員さんが多く入られております。本町からは、本町のまち・ひと・しごと創生推進会議の会長であられます長崎県立大学シーボルト校の教授、それからその会議の委員でもあられます総合開発

審議会の会長さんということでお願いをしております。毎回、このビジョン会議の前においては、長崎市の方から案内は来るんですけれども、私どもとしても、今回の会議がこういう内容であるということと、本町として伝えるべきこと、それからこれは委員さんの方からもそういうお話があったんですけども、私たちが町の代表として出てると思うので、そういうことがあったら事前に伝えてほしいということで、事前に協議をしながらこの会議に参加をしていただいているというふうな状況でございます。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

最後にちょっと質問させてください。本会議の中で、提案理由の説明の時にパブリックコメントをこの件について実施する予定ということを言われたと思いますけれども、 これについてはどのように考えてるんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

この連携ビジョンにつきましては、長崎市が策定するということで、このビジョン会議においても検討を重ねてきているところでございます。そうは言いましても、長崎市だけがこのパブリックコメントを行うというのでは、本町の住民にとっても、その詳細をお示しする、ご意見を聞く機会というのがなかなか取れませんので、1市2町、これは時津も含めてですけれども、1市2町が同時期に広報誌にですとかホームページを使って、パブリックコメントを実施する予定にしております。年明けに、約一月程度の期間を設けて、それぞれの市、町にお住まいの住民の方々からご意見を賜りたいということで考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他に有りませんか。

質疑なしと認めます。これで、第61号の質疑を終わります。

続きまして、第62号の長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例。これは第61号とも関連がありますけれども、これについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約 の締結に関する協議についての議案から、討論を行います。まず、反対討論はありませ んか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結 に関する協議について、反対の立場から討論を行います。今回の連携中枢都市圏は長崎 市と長与町、時津町も含むわけですが、人口減少、少子化、高齢化社会にあっても、住 民が安心して快適に暮らしを営むことができる都市圏を形成すること、これを目的とす るというふうに謳ってあります。長崎県南部に位置するこれらの市と町が互いに連携し 協力し合うということについては当然であり、これまでも行われてきたことであります。 連携中枢都市圏は以前の定住自立圏構想の考え方を基本にしながら、修正を加えたもの となっております。これらの構想は、地方自治体やそこの住民が自主的、主体的に築い たものではありません。国は、定住自立圏構想の際、総務省の報告書ですべての市町村 にフルセットの生活機能を整備することは困難であるとして、大都市に交付金を集中さ せ、周辺の郡部を養うという趣旨のことが書かれてあります。日本国憲法や地方自治法 は、自治体の財政が豊かかそうでないかによって、または都市部か農村部かの差で、行 政サービスに格差ができてはならないという理念から標準的な行政サービスを保障する 理念が貫かれてきました。こうした交付税の基本原則を否定することから議論が開始さ れております。地方分権と言いながら国は財政措置、いわば飴をまいて政策を誘導しま した。国の本音は基本的に変わっていないということは明らかであります。連携中枢都 市圏の考え方はトリクルダウン理論の同じように、長崎市が繁栄すれば、回り回って長 与町も反映するというものであります。参考資料にある連携協約における取組内容と想 定する事業を見てみますと、長崎市の大型事業や長崎市のために長与町が財政的支援を 行わなければならない、そういう可能性も否定できません。近隣市町の連携は人口規模 や財政規模の大小に関わらず、対等・平等であるべきという立場から今回の議案に反対 をいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、賛成討論ありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

議案第61号に賛成の討論をいたします。この事件におきましては、活力ある社会連携を維持するための拠点を形成し、そして住民が安心して快適な暮らしを営んでいくための連携中枢都市圏の形成であります。そしてまた、政策分野ごとに、現在ビジョンを1市2町により打ち出して連携協約をするための協議についての議決を求めるのであると思います。本町におきましては得意分野を活かし、文化と教育そして自然との共有をアピールを打ち出し、ますます進めていく。そして不得意分野におきましては、長崎市、時津との連携により、得意分野をそれぞれの各々が活かし、そして共用を図って、そして地域の活性化のために寄与するものと思います。今後、本町の不利益にならないように担保を維持し、ビジョンをしっかりと打ち出していくということが必要だと思います。

そして、少子高齢化、若者が減少する中で、特に24時間在宅介護の分野におきまして も、介護・医療・福祉とそれから観光そしてまた災害の分野は長崎市の協力も必要とな ります。よって連携は今後1市2町による連携は、今後連携に期待をいたしまして賛成 討論といたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です、ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

賛成多数。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号の討論を行います。反対討論、ありませんか。

賛成討論、ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時30分まで休憩いたします。

(休憩 11時21分~11時28分)

〇委員長(喜々津英世委員)

それでは、皆さんお揃いですので、委員会を再開いたします。

これから、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例について、審査を行います。提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。この条例改正は、表彰方法における適正な水準の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものでございます。第3条の改正は、教育委員会制度が変わったことによる特別職となりました教育長の規定を加え、第8条の改正は現在号立てで明記されております記念金品の金額を削り、規則におきまして予算の範囲内とするものでございます。第9条の改正は、表彰の具申を「自治会長、学校長及び各種機関の長」から「執行機関の長」に改め、町所管課において被表彰者の人選をお願いするものです。第11条の改正

は、欠格事項に関する規定を改め、あわせて条文の整理を行うものでございます。附則ではこの条例の施行日を公布の日からとしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今説明が終わりました。新旧対照表も提出をいただきました。見ながらひとつ質疑を、 これから質疑を行いたいと思います。どなたか質疑ありませんか。 場委員。

〇委員 (堤理志委員)

1点お伺いをしたいんですが、9条中で「自治会長、学校長及び各種機関の長」を「執行機関の長」へ改めるということで、本会議での中での説明ではこの「執行機関の長」というのが、各所管課の課長か何かということでお話がありましたけれども、この「執行機関の長」が私としては、首長がそれにあたるのかなと思ってたら、所管の部課長になる、そういうふうになる根拠というのが、法的な根拠というのが何かあるのか。そこの点についてお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

ここで言います執行機関といいますのが、議会、教育委員会、選挙管理委員会もありますけど、その執行機関ということになります。本会議におきまして、所管課長と、私の方が申しましたのは、本会議でもご説明をいたしましたが、自治会なら所管が地域安全課と、あと老人会等々であれば福祉課なりという形でなってこようかと思います。それを踏まえまして、例えばそこの自治会なら自治会、老人会なら老人会の内容に精通した所管課が具申された内容をもとに、総務課の方にまとめて、取りまとめを行いまして、上げてくるという形をとらせていただきたいと思っております。

〇議員(喜々津英世議員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

町の例規集を私も全部を見たわけじゃないんですが、「執行機関の長」といった場合に私は教育長、町長、選管の委員長、そのあたりが「執行機関の長」というふうに解されるというふうに思っているんですね。いろんな条例規則がある中で、私はそういう解釈をしてきた中で、この部分だけがそういうふうな解釈になってしまうって長与町の法務という、法務の中の整合性というのが保たれるのかなという疑問があるんですが、そのあたりは懸念はない。大丈夫なのか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

所管課において、うちの方に具申、表彰を上げていただく時に、当然それなりの決裁をとるかと思います。そこで最終的には専決であろうと、町長の専決もしくは部長の専決になろうかと思いますので、その辺は問題ないと私は思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

8条の(1)から(4)ですかね。これは削除されておられるんじゃないかなという ふうに思うんですけども、それの理由を教えていただけませんか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

今回条例改正で、1号から4号までを削除させていただく形になっておるんですけど、こちらの方は、長年条例で定めておりました関係で、この記念金品の金額におきましては、ずっと変わっていない状況でございました。ただ、近隣市町を見ますと、社会状況において、ずっと変わってきているようでございます。その辺を十分反映させるためには、条例ではなく規則等で決めさせていただいて、予算の範囲内とさせていただくということでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

先ほどの「執行機関の長」ですね。これはもうまさに堤委員が質問されたように、本会議では「課長」という形で受け取ったんですけども、それはちょっと違うでしょうという感じを率直に受けていたんです。ただ、この自治会長とか学校長とか各種機関の長、これはですね、それぞれ例えば体育協会、あるいは文化協会ありですね、いろんな団体、自治会長ありですね、そういうところから民主的に上げていただこうと。よく分からないと、役場でもですね。そういうことからの趣旨が根底にあったわけですね。したがって民主的に上がってきたものを審査して、それで適当なのかどうか、規程に合うかそれを審査した結果を確定して表彰するということになっていたんですけども、それらの民主的な意見を反映するということを全部消して、「執行機関の長」というのは町長ですね、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、これが各執行機関と俗に言われる機関、表現です。それで、あくまでもその執行機関の長というのは、その5つを指すんですよと。それの長に値する人から、当然具申があるんですよということを答弁されれば、各課長とかなんとかっていうのは消えていくわけですから、それは事務はそれをするでしょう。それで「執行機関の長」というのは、そういう人たちの5機関の長のことなんですよということで、あまり詳しくその課長がどうのこうの、

ああのこうのと言うから「課長」と間違うようになってしまいますので、そういう解釈 でいいんですか、確認をしますけど。各執行機関の長、農業委員会なら農業委員会の会 長ですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

委員のおっしゃるとおりで、私が申しましたのも、結構、事務手続きの方まで入り込んでおりましたので、そういう形で発言をさせていただいております。考え方といたしましては、委員さんのおっしゃるとおりでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

先ほど言いましたように、その民主的に非常に良いシステムだったというふうに僕は思うんですよ。だから、ただいろいろ団体でも上げてくる、推薦してくるのはいろいろあるでしょうね。その意に沿わないと上げないとかですね。例えば、自治会長がこれはもうは上げるべきだと普通考えられるのに、例えば自分が嫌いだから上げないとか、そういうその感情的な面からもあるかもしれませんけども、そういうことをこっちに置いて、やっぱり規定ですから、条例ですから、そういうその建て前というのはきちっと置いて、民主的な反映をするという意味からは、今までで良かったんじゃないかなというふうに思うんですけれども。それを変更された理由を教えていただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

委員のご質問にお答えいたします。今回の改正にあたりまして、表彰審議専門委員会におきまして、委員の方からご提言をいただきました。実際、今までと、今後もやり方は変わらないんですけれども、今現在は総務課から各自治会長や老人クラブ連合会と直接、照会をかけて回答をいただいてたんですけども、ある程度フィルターをかけないといけないんじゃないかというご提言をいただきました。ですから自治会を所管する所管の地域安全課から自治会の方に照会かけてもらう。それで照会をかけて上がってきたものをそのまま総務課の方に上げていただくっていう、1つ手順を踏んでいただくということになります。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

いや、それはちょっと理解が苦しむのですが。例えば町長名で、各自治会長なり学校

長なりですね、各機関がいろいろありますよね。そういうところに、推薦の依頼をしていけば良いわけです。その後、地域安全課とか何とか関係ないわけでしょう。だから町長で従来どおり、推薦ございませんか、こういう表彰の規定がありますから、これに合うものを上げてくださいというような依頼をして、町長名で。それでそこの学校長なり、自治会長なり、機関の長からですね、それで内部で審査して上がってくると。非常に民主的で良いのに、なんで変えたのでしょうねということを今尋ねているんです。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

自治会等から推薦を受けるにあたって、委員さんの方から具体的な活動内容とかを聞かれる場合があります。その場合、実際見に行ったんですかとか、自治会の活動とか具体的にどういう活動をされているんですかとか、審査をするにあたって、多々聞かれる場面もあります。その場合、ちょっと、総務課としても把握しきれない部分も多々ありますので、一度、所管課の方を通すことによって、その補足とかできる部分も多々あると思います。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

それは事務的な事なんですよ。これ条例なんですよ。条例というのは非常に、法律ですから、町の。その事務的なことで、表現を変えていくというのは、それはいかがなものかなというふうに思うんです。だから例えば、それなら「執行機関の長」と変えて、5つの執行機関のその長は、もうさっき言った固定資産評価審査委員、農委、教委ですね。そういうところです。それで、より、私は具体的に上がってこないだろうと。その5つの町長の機関を含めて、5執行機関という通常の執行機関。ここに書いたからといって、民主的に、具体的に上がってくるのかということは私は逆に担保できないだろうと。こういうふうに想定しますけどね。だから、本当に良い制度なのに、何でそういうあれを、聞けばその事務的なことなんて、言われるけれども、そういうものはこっちに置いた、やっぱり、法律を定めるわけですから、そのあたりはもっと大局的な立場で表現というのは、大事にしていくべきじゃないかと思うんです。どうですかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

総務課の方で事務をするにあたって自治会長等に照会をかけますけれども、上がってくる自治会と上がってこない自治会もあるんです。それで、内容がちょっと私の方もよく分からないんですけども、実際、基準を満たしているのに上がってないのか、それか、何かあって上げないのか、ちょっとそこら辺の内容もよく分かりませんので、今後はそ

の主管課から、その都度、周知していただく方がより推薦が上がっていくのではないか と思っております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

同じところで実務的な現在の状況をお伺いしたいんですけれども、現在は各種団体とか自治会長とかに依頼をしていると思うんですよね。その自治会長から推薦文が上がってきます、推薦状が上がってきますよね。推薦状というんですかね。それがそっくりそのまま審議会の方に流れているということですかね。それとも、先ほどからお話聞くと、私は執行機関の長でも構わないかなと思うんですけれども、執行機関の長となると、上がってきた推薦状はあくまでも情報収集のためだけで、実際に正式な推薦状というのは執行機関の長が作成するべきだと思うんですね。だから、そこの流れというのは、現在まずどうなってるのかというのと、今後どう変わるのか、この2点だけお伺いします

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

現行におきましては、自治会長と老人クラブ連合会などにつきましては、総務課の方から直接照会を行っております。その他の分野につきましては、各所管する課の方に、照会をかけて推薦を上げていただいてます。それで総務課の方に自治会長等から上がってきたものについては、内容について分からない部分とかは補足しますけれども、原則そのまま上げる形にしております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

県民表彰とかもそうなんですけれども、実際結局、役場が中に入りますよね。役場からあげるという形になりますよね、県民表彰の場合は。各種団体もあるんでしょうけども。本来、推薦をした人、この条例上で推薦した人、ここで現条例で言えば、自治会長が上げたならば、本来はその会議において自治会長が説明する義務じゃないですけども、責任はあると思うんですよね。ただ実際そういったことを今までされてなかったということで、今回本当に実態に即した形での改正を行うという理解で良いでしょうか、お尋ねします。

〇委員長(喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

委員のおっしゃる通りです。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

となると、その推薦状に記載されるその「執行機関の長」というのは、誰になるんですか。例えば総務課関係で言えば、「執行機関の長」は、「町長」ですよね。そこがちょっとこう合わなくなるのかなと、この「執行機関の長」ってすることによって、だからもう具体的に課長にしてしまえば、私は、もっとすっきりするのではないかなと思うんですけれども。

〇委員長 (喜々津英世委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。 場内の時計で、13時15分まで休憩いたします。

(休憩 11時57分~13時17分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会審査を再開をいたします。午前中、第64号の表彰条例の一部改正の件で、第9条の問題等でそれぞれ疑義が出ておりました。執行側もこの休憩中にそれぞれ考え方をまとめられたものと思っておりますので、まず執行側の意見をお聞かせいただきたいと思います。

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

午前中のご審査の中でいろいろとご意見を私どももお伺いしまして、確かにこの9条ですね、この執行機関の長というところがひっかかるものがございました。それで、うちの方でも一応内部で検討し、今度できれば訂正させていただくか、あるいはいろんな選択があると思うんですけど、取り下げにするか、そういったのを今日中に理事者の方とも協議いたしたいと思いますので、そのへんのご理解をよろしくお願いしたいと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

今、総務部長のお話では、この9条の問題があるので、取り下げるか、あるいは訂正 という形で考えてもらいたいということですから、それで議員の皆さんのご意見を頂戴 をしたいと思います。

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

これは委員長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、今9条の件で言われたわけで すよね、今ちょっと11条の件に関しても、何らかしら引っかかるっていう委員がいら っしゃるので、そこをちょっとはっきりしてから、最終的な委員会としての判断を出していただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今、安藤委員から紹介をしていただきましたけれども、本会議の中でもこの欠格事項 ということについての同僚議員からの質問もあっておりました。またこの委員会の中で もありましたので、この11条の欠格事項、これについて皆さんのご意見をお聞きをし たいと思います。

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

この11条に関しましては、本来であればこの1、2にということで、きちんと明確 化されていたっていうものが、その感情にそぐわない者というふうにぼやけた感じで文 言がなったわけですよね。これなんかこう、不具合があったか何かなのですかね。その 点をちょっとまずお聞きしたい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

こちらにつきましては、国とか他市町の状況を見ながら、こういう表記の仕方にさせていただきました。

〇委員長 (喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

他市町に倣ったということですが、この感情にそぐわない者っていう部分に関しては そういう大した意味はないというか、このそぐわないものというのはやはり今までのと おりの1番2番を含め、そういうことであるということで他にこれにプラスする何かが あって、総称してそぐわないものにしてやるということではないということですかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

この町民感情にそぐわないっていうことなんですが、今まではこちら1号、2号に書いてありますとおり犯罪により刑に処せられた者、禁錮以上の刑に処せられた者と書いてあるんですけど、この他にも訴訟継続中のものっていうことで、こちらの方、感情にそぐわない者の中に含まれるということになります。

〇委員長(喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

それではこの町民感情にそぐわない者というのはまず、前回の条例の1、2を含んだ

形という理解でいいのか。感情にそぐわないというのは、職務に起因する犯罪による刑に処せられた者も町民感情にそぐわないと捉えることができるのか。過去にも同様に考えていいのかということをまずお伺いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

今回欠格事項の変更で、こちら職務に起因する犯罪により刑に処せられた者、禁錮以上の刑に処せられた者ということは、戸籍上に載ってる事項になります。こちらの方をもう外していただきまして、町民感情にそぐわない者というのは先ほど言いました、例えば訴訟継続中の者なり、具申が上がってきた後に何ら事件等、ふさわしくないということが分かった場合のそぐわない者っていうことでご理解いただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

先ほどちょっと委員と雑談の中で、この禁錮刑以上のものに処せられた者というのは1回犯罪を犯してしまえば、いくら経っても受けられないのかというちょっと問題があるなという話をしてたんです。他市町の例を見ますと、ここにある一定の年数を10年以上経過してない者とか15年とかいろいろ各市町村でばらつきがあるんですけども、そういったことが示されているので、それをする上では11条の改正はよろしいかと思うんですけれども、外すってことで。ただ、この町民感情にそぐわないが具体性にちょっと欠けるっていう点がすごく私は先ほど言った訴訟継続中の者とかはあるんでしょうけども、前回にはなかった例えば納税の義務を果たしてない者は、今回の場合、どう捉えることができるのかなんですけれども、滞納をしている、町民感情にそぐわないですよね。でも今までの条例では(3)であてはめていたのかちょっとそこは定かではありませんけれども、事務調査まで行ってたのかということも含めてなんですけど、そこまでは以前の件は書いておりませんので、今回の件では、その件は該当にするのかどうか。確認をしたいと、これを最後の質問にします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

滞納者の件でございますが、こちらの方は審査会にかける時に分かる範囲で、審議委員会にかけた時点で、分かってそこで審査をしますので、そちらの方で判断をしていただく形になろうかと思います。ただ今の時点でその滞納者をそぐわない者に合てるかっていうのは、現段階では決めてはおらない状況です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

最後と言ったんですけども、結局、何て言うんですかね、ちょっと曖昧なのかなというのが1つですね。さっきも申し上げたんですが、9条の件も修正でくるのか取り下げになるのか、このまま私たちが議決しないのがいけないのか、まだちょっと結果出てないんでわからないんですけれども、その9条自体をこういった事細かいこと全てですね、規則で定めているっていう条例も見られるんですよね。だから、やっぱりそこの細かい部分って、多分作られるっておっしゃったので作ると思うんですけれども、私個人的には9条も要らないというか、規則の方に持っていくという形でいいんじゃないかな。時津町自体はこの条例がないのかな、ですよねもう。長崎市はもう9条みたいなのが明記され、大村とか私もちょっと若干近隣市町村の拝見したんですけど、ないので、私はもう修正で来るならば、もうちょっとざっくりとした条例で細かいことはきちっと規則の中で明確に謳う、そちらの方がこういった表彰に関しては、適切というか、ふさわしいんじゃないかなと思いますが、最後ちょっと総務部長からでいいですか。お願いします。

〇委員長(喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

この9条ですけど、いろいろ我々も考えまして、執行機関の長をどう変えるかとか、あとこの表彰条例自体、先ほど委員さんも言われたようによそはほとんどないんですね。全部規則で謳っております。今回この条例やっぱり廃止するわけにいきませんので、この中身を変更ということで、長年全然いじってなかったんですけど、金品ですね、そういったものの関係も出てきまして、よそを調べればどこも1万円から2万、うちはちょっと大きったもんですから、そういったので、今回、この改正をやろうということで取りかかった次第でございます。中身に関しては規則をきちっと設けますので、そこで謳っていきたいと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

すいません、11条のところでお伺いしたいんですが、先ほどから同僚議員の方からも出されているように、町民感情にそぐわない者というのが、ちょっと気になるのが恣意的な運用といいますかね、選別に繋がる恐れがないのかっていうのが気になりまして、私はもうこういう文言を入れるんであれば、審査会がありますよね、表彰審議専門委員会。それから主語をきちっとその表彰専門審議会において町民感情にそぐわないと判断された者とかそういうふうにしないと、誰がそぐわないと判断するのか、非常にそこが曖昧になるので、今、今後のことについては検討されるということなんであれば、その部分についても検討する考えがないかをお伺いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

こちら11条に表彰審議専門委員会という文言を入れるかどうかということですが、 こちら表彰審議専門委員会が諮問機関となっておりますので、こちらの方で判断するっ ていうことを規則なり入れるということで、こちらの方カバーしていきたいと思ってお ります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

それからもう1点ちょっと気になるところがあるんですが、改正前の条文では11条のところは表彰の免除だったのが、今度の改正では欠格事項に変える、そういうふうに理解でよろしいですかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

質問わかりましたか。いいですか。 中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

県内市町のこういう表記の仕方を調べまして、欠格事項または表彰の制限という形で表記がありました。本町におきましては、欠格事項という表記を持ち合わせていただきたいと思ってます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、他にありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

9条でいいんですか。11条だけで、9条でいいんですね。先ほど冒頭に部長から、前回いろいろこの休憩前に審議をしていたんですが、いろいろ意見が出て、そのあたりで取り下げるか訂正を考えて今日中に町長とも協議をすると、こういう表現、発言をされましたですけども、確かにこれをもう取り下げとなりますと、いろいろ問題があるだろうというふうに思うんです。本会議にまた戻して、またそれを議決して、いろんな手続きがあるから省略するという意味じゃないんですが、取り下げということじゃなくして、執行機関の長というのが、通常は午前中も言いましたように5執行機関あるわけですね。それを課長とかどうのこうのという、そういう話をされるものだから、話が混乱してしまったわけですね。そういうことから、当面、この9条中のこの改正を、この1行分を削除する修正をこれはもう私の提案なんですけどね、削除の訂正をして、そして附帯決議でも、十分今後条例なり規則なりを、十分その調整をしてすべきであるというような、そういう附帯決議でもつけて、それで今回議決をしていくというような方法をとったらどうかというふうに私は思います。部長は取り下げか訂正かいうことで、冒頭

こう言われましたので、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

〇委員長(喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長(荒木重臣君)

いろいろとご配慮、ご検討いただきありがとうございます。この9条の件でございますけど、意味合い的には先ほど答弁で申しましたように、各所管の課長をワンクッションで入れていただきたいというのが我々の考えでございます。これをどうするか、前のままでいくか、あるいはここで変更をまたお願いするか、ちょっとこれ協議がちょっと必要でございますので、時間を頂ければと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

暫く休憩をいたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、それぞれ意見を言っていただきました。議案そのものが町長からの提出された議案でありますし、執行部がこれをどういうふうに取り扱うかということについては提案者のまず意見を尊重しなければいけないという思いもあります。議会改革からいけば、委員会で修正をしてというのも格好はいいんですが、提案者自体が町長でもありますし、しばらく待ってほしいということですので、この問題はここで留保して、次の議案審査に行きたいと思います。よろしいですか。

はい、賛成多数で保留するということにいたしました。

13時45分まで休憩します。

(休憩 13時40分~13時45分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会審査を再開いたします。

これから、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例について、審査を行います。議案の説明を求めます。

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

それでは議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。職員数につきましては、現行定数を維持を念頭に組織の機構改革、そして行政改革を取り組みながら住民サービスの質を維持しつつ、極力職員数を抑制することで、効率的な行政の運営に努めてきたところでございます。近年、自治体業務が増加しており、職員の時間外勤務の増加と有給休暇の取得率の低下が問題として上がっております。事業主の責務といたしまして、職員の安全と健康管理に配慮する必要があることからこの問題を是正するとともに、また、これからの再任用制度の運用による再任

用職員の増加も考慮した上で、今回の改正案をお願いするところでございます。改正の内容につきましては、第2条本文中に総定数を240人と規定をいたしております。同条第2号、町長の事務部局の職員数172人を181人、同じく第5号、教育委員会の事務部局の職員24人を26人へ改めるものでございます。ただし書きとして、休職中の職員、育児休業中の職員、その他給与の支給を受けていない職員を定数から除外するものでございます。なお、本条例の施行日につきましては平成29年4月1日といたしております。以上が改正案の内容でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

この間の予算、決算の審議の中で、今現在、地方分権という権限移譲ということで、いろんな職務が増えているという実態もお聞きしておりますし、残業が増えているという実態も概略はお伺いしてるんですが、もう少し詳しくその業務の増、残業の増の実態を概略は分かりますが、もう少し具体的な形でお示しができればお願いをしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

先ほど議員がおっしゃられました、地方分権の推進もですけれども、あと社会保障、 子育て関連、マイナンバーの施行、介護の包括支援センターの立ち上げなど年々事務量 が増加しております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

業務は今の説明でしょうけども、残業の増、これについての説明がありますか。 小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

時間外についてお答えいたします。平成22年の全職員、時間外勤務ができる者で割りましたところ、月14時間となっております。あとはですね、去年の決算におきまして、平成27年、こちらの方は同様の計算をしましたところ、22.9時間いうことで、かなりの時間が増加をしているということになります。以上です。

○委員長(喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

平均で割ったところでも倍以上増えているということですし、倍まではならないですね、失礼。ではないですけれども、そういう状況。それから本会議の中で、90から100時間超の残業というのもあるということですが、そういう実態がどういう、そうい

う方々がどういう状況なのか、部署によってそういうのがあるということなのか、その 点をちょっと伺いたいのと、あと休みがとれないという話もありましたが、そのあたり ももう少し数字でお聞かせをいただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐(小川貴弘君)

手元にある資料が、うちが産業医として面談が必要な月45時間以上の平均値の半年間の集計をした分でご説明をさせていただきます。人数としましては31名という方が6カ月間において毎月45時間を超えてしまっているというところで、また有給休暇の取得日数におきましても、平成19年、こちら10.7日ということで取得ができていたところが、昨年の平成27年におきましては7.8日というような形でやはりこちらも減少しているということになります。以上になります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

ちょっと気づきなんですけども、上から3行目に第2条各号列記以外の部分といって 面倒な表現をしておられるんですけども、この意味のよく分からないなと思ったんです けども、条例を見ると、条例第2条、職員の定数は229人とし、その内訳は次に掲げ るとおりとする。(1)から(7)まであるんです。したがって、第2条中229人を とそういう表現で事足りるんじゃないかというふうに思うんです。各号列記以外の部分 なんて要らないことじゃないかなという感じを。条例改正上の表現としては無駄じゃな いかなというふうに思うんです。それが1点お尋ねをしたいと思います。それと9人の ですね、町長部局が172から181になりますね。で9人、教育委員会が2人、それ の増員をしなければならない根拠、これを2点まずお聞かせをいただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

最初におっしゃられました各号列記以外の部分中という表記ですけれども、あくまで も法制執務上の表記となります。

○委員長(喜々津英世委員)

もう1つが増えた人数の根拠、これについて答弁をお願いします。 中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

まず地方公共団体におきましては、年に1回総務省より給与実態調査と同様に定員管理について調査があります。調査目的は地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態

を調査し、適正な定員管理に資することを目的するという調査があります。その中で類似団体との職員数の比較を行っております。それが診断になるんですけれども、長与町の類似団体と比較して、数字上は普通会計職員で76名少ないというふうに数字上は出るんですけれども、長与町が保育所が1か所しかないとか文化財等の職員を多数配置なくていいというそういう諸状況を踏まえまして、普通会計において約42名、数字上は少ないということになっております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それと教育委員会の増の理由。

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

すいません、先ほどの普通会計42名という中に教育委員会部局も入ってまして、一般行政職が40名、教育関係が2名の不足という数字で出ております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

1点目は、法的表記と言いましたかね。それもあるんでしょうけども、ただ条例改正をする場合にこういう表現を普通しないじゃないですか。各号列記以外の部分なんてね、普通はないだろうというふうに思うんですよね。非常に面倒な部分だろうというふうに私は思います。あと2、3個お聞きをしたいと思いますが、現在の休職中の職員の数、それと育児休業中の職員の現在の数、これをお知らせをしてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

28年度11月1日現在の育児休業、または産前産後の休暇の取得者でありますけど、 こちらの方をただいま11名、そしてあと病気による休職の方が1名、合計12名となっております。

〇委員長(喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

育児休業が11人、そして休職が1人。それともう1点ですが、このただし書きが新たに入っておりますけれども、この表現でいけば現在、育児休業を取ってるAさんがおられたと仮定しますね。そうしますと、来年例えばちょうど1年ぐらいで、6月なら6月、8月から出ていいよということで、復職をしようとする場合にこの定数から除外をしてますね、この人達をね。そうするとそこに正職員を補充をしておくと定数満杯のような感じになるわけですね。ところが、本会議では229人が今は227人ということですから、2人枠がありますよということにつながるんですが、ただ単純に考えますと、

ようやく復職しようというのに定数枠がないということにもしなれば、その人は復職ができないわけですね。そういうことになりかねないのかなという心配をしたんですが、その点は心配がないということで理解をしていいわけですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ただし書きに書かれた者が復帰をする場合、この定数条例に抵触することはないのか、 オーバーすることはないのかということ。

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

例えば育児休業で休んでる方が復帰をするということに、その間を定数から除外するということですけど、この場合定数から除外することで、この期間を任期付きの職員、臨時職員を雇うことができると。任期付きの臨時職員は定数に含まれますので、どうしてもこの育児休業中、定数に含まれることになりますと、この分が雇えることはできないということになりますので、その分も加味しましてこちら定数から除外をさせていただくという条例になっております。その復職するまでの期間を決めてから採用をしますので、その辺は問題ないと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

現況、職員の方に育児休業が出た場合、任期付き採用というのが国に認められている んですけど、任期採用または臨時的任用という2つの方法があるんですけれども、任期 付き採用につきましては定数内になりますので、今現在、臨時的任用、パートの方で補 充するという形をとっております。ですから復職されても、現状は問題ないです。

〇委員長(喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

すいません、今の件でお伺いいたしますが、その間定数で例えば含まれないというところで産前、産後、例えば2か月2か月、4か月間というところでお休みになった時に、定数に含まれないけれども給与が支給されるわけですよね。

〇委員長(喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐(中村元則君)

産前産後休暇につきましては、休暇ですので、定数に入ります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

産前産後については定数に含まれる。そしたらその、例えば育児休暇の例えば何十分

休みとかありますよね。そこのところもう少し詳しく教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

もう一度質問をやり直してください。

〇委員(安部都委員)

育児休業のところの今11名されてるというところですけれども、育児休業の産前産 後含まない方たちのその給与、定数に含まない分をちょっともう少し詳しく教えてくだ さい

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

休職中の職員につきましては、保険の方から休業補償という形である程度の率で支給 をされております。 7割程度だと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

先ほどの質疑の中で、業務の増によって社会保障、子育て、介護とか、こういった部門で人手が足らないということだったと思うんですが、具体的に例えばこれが可決されたとなった場合に、どういった部門に何人を配置しようという、そのあたりの具体的なものまでもう計画をなさってるのかどうかということと、それから教育委員会所管も2名増の予定をしておりますけれども、教育委員会の例えばどの部門がどういう形で人手が足らないといいますかね、状況になってるのか。このあたりもお聞かせいただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

どこの部署に何人という配置はまだ決まっておりませんが、大体残業が全体的に残業が多いとこ、そして、多くて、人数が足らないということを勘案いたしまして、うちの方で適材配置をしていきたいと思っております。教育委員会が2名増えておりますけど、こちら、どこの部署が足りないということではなく、教育委員会のこの数値を出した時に、4名足りないということでありましたので、文化財関係の職員がこの4名の中に含まれている形になりますので、うちの方はその文化財等が少なくございますので、そちら分を勘案して2名の増ということで、こちらの数字をあげさせていただいております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

中村課長補佐。

〇課長補佐 (中村元則君)

先ほど教育委員会の方で2名足りないというふうに言ってます。現行も定数24に対して24名配置されておりますので、定数足りない分の2というのを教育委員会の方に加算した状態になっております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長(荒木重臣君)

どこの部署に手当てするかとか、常に所管の課長がここがもう忙しくてたまらないから増やしてくれとか、常に言ってきてます。それで福祉部も、あるいは総務の部も、あるいは建設部門ですね。そういったところに人員を配置したいんですけど、あと再任用の関係もございます。そういったのを兼ね合いをきちんとしながら、やっていこうとは思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。いいですか。

では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 場内の時計で、14時15分まで休憩します。

(休憩14時09分~14時15分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を解いて委員会を再開をいたします。これから、議案第66号、特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題としま す。提案理由の説明を求めます。

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

それでは議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。この条例の改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、長与町農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、別表の農業委員会の長与町農地利用最適化推進委員の報酬額を新たに加えるものでございます。附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

議案の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員 (安部都委員)

ちょっと分からないので、ちょっと教えていただきたいんですが、長与町農地利用最 適化推進委員のその内容、その推進された目的、もう少し詳しく教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それは、多分産業厚生のほうで農業委員会の定数の問題とかありましたよね。要するに法改正に伴う問題、こっちの方の所管だと思いますので、今回それに伴って8人の推進委員を設けるということですからその件はなじまないと思います。他にありませんか。安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

予算の面から私はお伺いしますけれども、この推進委員8名の日額報酬の予算をどのくらい、年間予算どのくらい見込んでいるのかということですね。すると、だいたいのどれくらいの会議日数、出動日数っていうんですか、そういったのが起こってくるかと計算できるかと思いますが、そこは概数でも予算をとらなきゃいけないので理解はされていると思うんで、お答えください。お願いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長(荒木重臣君)

活動日数を大体月に3日あれば十分じゃないかなということで考えております。それで日額が7,000円の12か月の8人ということで、全体で201万6,000円の予定。全体で8人で。1人25万2,000円。これ以内ですから3日のときもあれば1日のときもあるでしょうから、ということです。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

日額を示す時に、類似団体との比較等もされたのかと思うんですが、類似団体とほぼ 同じような状況なのか、そのあたり分かればお聞かせいただければと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

こちらの日額7,000円は、こちらの条例に載っております他の委員とあわせております。以上でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

本町の各種委員の日額と同じと、それに合わせておるということです。類似団体ではないわけですね。

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

これ員じゃなくて、委員なんですよね。委員。他のところのこの条例中の他の表を見ると、その委員と委員長っていうその違いがあるんですけども、この会のこの委員の場合は、委員長というものは存在しないと、そういう認識でいいのかということを1点だけお願いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木総務部長。

〇総務部長(荒木重臣君)

委員長はないみたいです。ありません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。農業委員会法の改正に伴う新たな委員の選任です。他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を解いて委員会を開きます。

議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。 議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例。3議案を一括議題といたします。議案の説明を求めます。 山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

それでは、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、次に議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、次に議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。今回

の条例改正は町議会議員、そして三役の期末手当の支給割合につきまして、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるためのものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、総支給割合を3.1月分とするものです。第2条におきましては、期末手当の支給割合を6月は100分の145、12月は100分の165にそれぞれ改めるものでございます。附則第1項及び第2項において、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成28年4月1日から適用といたしまして、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では、給与の内払について定めております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今、67から69まで3つの議案がありましたけれども、基本的に内容一緒でしたので、まとめて説明をいたしました。これから質疑を行いますが、質疑は1本1本行います。まず、議案第67号から質疑を行います。質疑ありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

今回期末手当の改正ですけれども、町の一般職員さん方においては、国の人事院勧告に伴って県の人事委員会に準じ、そしてそれに準じてっていうような流れがあろうかと思うんですよね。しかし特別職、特に町議会議員は連動してませんよね、通常ですね。今回、準じっていうことですので、連動してはないわけなんですけれども、国家公務員の給与改定に準じて今回町議の期末手当を改定しようとした背景、内容はわかりますけれども、もう少し改定した理由をもう少し、わかりやすく説明いただけないでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

今回の改正に至った経緯としましては、委員おっしゃるように、人事院勧告というのが労働三法のうちストライキ権を制限をされている私たち一般職に対して、民間との給与格差を是正する目的で勧告されているということで、同様の意見を持っております。今回上げようというような結論に至った理由としましては、内閣総理大臣の方が 0.1 月上昇と。その改正に倣いまして、県知事や近隣の自治体が同様の議案を上程をしております。それに倣いまして、そういった種類は違えども私たちの給与と同じく生活の糧であり、また礎であるこういったものにつきましては、あまり差が広がらないようにということで上程をさせていただきました。以上になります。

○委員長(喜々津英世委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

総理も上げ、近隣も上げたということで、分かりました。それからもう1点、この施

行期日等というところの2ですね、ここに平成28年4月1日から適用するとなってるんですが、その具体的な支給がどういう形になるのかがちょっと分からないんですがここをご説明いただければというふうに思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐(小川貴弘君)

こちらの給与の内払というところで附則の3項の方に記載してありますとおり、今回、12月の9日の日に既にもう支給を行っているという状況かと思いますが、そちら支給をした分は期末手当の一部という取り扱いをしまして、0.1月分を掛けましたところの額を差額支給といたしまして、別途、関係各所と協議の上、支給を行うというような手続きを考えております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

現在6月が140ですよね。12月が160で3.0になるわけですが、これは1つは、12月分の160を170に0.1上げるということと、そして上げておきながらですね、今度は来年の4月1日から1.4を1.45にして、1.7を1.65に、また改正すると。2重改正になった提案になっておるわけですね。そして、0.1を上げたものは遡って、今年の4月1日に遡って、そして今支給したものにプラスの0.1をさらに支給すると。そして、来年の4月からは6月に支給する1.4は1.45にして、12月分を0.1下げると。こういう形なんですが、何故そういう形に、この0.1を上げる1.7は、先ほど堤委員が質問したことでわかりました。それをさらに1.4を、もう1回言いますが、1.4を1.45にして、1.7を1.65に下げるということは、何故そうしたのか。3.1に合わせるためでしょうけども、あえて下げなくても、そのまま3.1でよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。無理してそんなに改正までしなくてもいいんじゃないかというに思うんですけどもいかがでしょうか。

〇委員長(喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

この改正が、今年度におきましては6月分の期末手当についてはもう支払いが済んでいるということでありまして、今年度12月分の期末手当の分にそのままの0.1を加算した形になっております。来年度につきましては、この0.1を6月と12月、2つの月に半分をいたしまして、それぞれ100分の145と、それと100分の165という形で支給を行わせていただきたいと考えております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

思うんですが。実はですね、隣の時津町をずっと私は経過を見ておりました。長与がちょっと上がったら、また上げるわけですよ。また何年かして1、2年して上がったらまた上げるんですよ。今うち3.0ですよね。これが上がって3.1になります。ところが、時津町は調べておられると思うんですが、今年の28年の4月に改正をされているんですよ。0.1上げてね、1.5とですね、もう既に1.7なってるんですよ。それで、今年の6月の支給も1.5、そして、冬も1.7、さらに今度はまた0.1上げるかもしれません。あと1.8で71かな。やはり1.8になるだろうと思うんです。そうするとね、3.1が3.2になると思うんですよ。自然とね、これからいくとね。ところが、長与は時津の後追いということでなんか上げてくれたような顔をしておられるように見えるんですけども、そうじゃない。時津からは立ち遅れとるという現実ですね。このあたりの実態の把握とそして、その判断ですね、時津町との。私は一緒にしていいのじゃないじゃないかと。何でおくれて上げていくのという感じもするんですが、いっそ、3.2にすればよかったのにというふうに思うんですが、部長どんな議論をされとるんですか、町長以下。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

はい、近隣の状況を参考にするのもあれなんですけど。まずは、うちの場合は議員皆さん御存じだと思うんですけど。一時期、職員にずっと合わせてまして。 2.6 まで、下がったときがありました。それを復活させるのに 1、2年前に 2.6 を 3 に戻したときがあります。一気に 0.4 ですね。そういったこともございまして、前回は上げておりませんでした。これは全部、町長副町長も全部関係します。今こういった時期に続けてあげるのもっていうことで上げておりません。今回、また、県のほうから通知が来まして 0.1 上げるということで協議をしましたところ、また、このときもあとはあったんですけど 0.1 今回上げないと、また、よそとどんどん離れていくと。そういうこともございまして、今回はもう三役も教育長も議会も 0.1 で、お願いしたいということでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

ただ、時津町の、先ほどたずねたのは、時津町がどうあるのかというのを参考にしながら、時津町との関係を念頭に置きながらどういうこう議論をしたのかなと。いうふうにね、時津町が3.2支給すでにしているのに、長与は3.0やったんですね、今度3.1になりますけども、そういう本当隣の1万人も少ない町と比べて0.1少ないという

のを本当におかしいんじゃないのと、いう感じを率直に思います。そういう議論を内部 でしたんでしょうか。しての結果ですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

荒木部長。

〇総務部長 (荒木重臣君)

確かにですね、時津の状況はもう把握しておりました。そういう状況でお話をした時に、いや、長与はもうこういった、行財政改革も出てきましたけど、そういったのにも取り組んでるから、上げなくてもいいんじゃないかという話も出てきました、三役と話をする中で。そういったこともある中で、今回やっぱり、さっき言いましたように差が出てくるから、県の0.1上がったときは参考に、ずっと昔からしてきておりましたので、今回はもう、0.1、町長、副町長はもう上げないという考えもあったんですが、いやこれはということで、3つとも上げるように、それも0.2という考えもあったんですけど、そこはもうやっぱ0.1に抑えてくれということで、こういった議案になっております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで、議案第67号の質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

はい、議案第67号に対して反対の立場から討論を行います。議員の報酬にしろ、期末手当にしろ、低ければ低いほどいいという立場では、そういうふうな考えを持っていないわけでありますけれども、特に町議会議員については、同じ人口であっても市会議員よりもかなり低かったりというようないろんな問題点があるというのは承知しているところであります。ただ、今12月の議会、先ほど部長の方からも話がありましたとおり、かなりの住民負担に関わる議案が出てる中で、住民に負担がかかり、そして議員、特別職は報酬が上がるというのは、やはり住民感情から考えて、ちょっと私としてはこれに賛同するという形にはなかなかなり得ないというふうに考えて今議案に反対をいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、賛成討論ありませんか。次に、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決すること に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号については、説明がありましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第68号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に賛成討論はありませんか。次に、反対討論ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

議案第68号についても反対をいたします。今回の12月の議会では、やはり住民の皆さんに負担をお願いするような議案が出てる中で、提出する執行機関、それから特別職、議決する立場にある議員においては、値上げは控えるべきだというふうな考え方を持っております。この町長副町長の期末手当の引き上げについては控えるべきだという立場から、反対をいたします。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決すること に賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号の質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第69号の討論を行います。まず反対討論ありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

はい、議案第69号について、反対の立場から討論を行います。反対の理由につきましては、先ほど来、出ております議案第67号、議案第68号と同じ趣旨なので、内容につきましては省略をいたします。以上、反対いたします。

〇委員長(喜々津英世委員)

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、14時55分まで休憩します。

(休憩 14時45分~14時53分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

お揃いですので、休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

これから議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査をいたします。提案理由の説明を求めます。

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

それでは、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ きまして御説明いたします。平成28年8月8日の人事院勧告におきまして、民間の給 与との格差を埋めるために、俸給表の水準を平均で0.2%引き上げ、さらに初任給を 1,500円引き上げ、これは若年層についても同様の改定でございます。そして、そ の他につきましては400円の引き上げということを基本にした内容となっております。 さらには、長崎県の人事委員会も国の人事院勧告に準じた内容の勧告を行っております ので、これらの勧告に準じまして、条例の改正を行うものでございます。第1条は、平 成28年4月1日の適用分でございます。第18条第2項の改正、そして附則第7項の 改正、こちらは職員の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。一般職の場合で 言いますと、勤勉手当を0.1か月分引き上げ、期末そして勤勉手当の総支給割合が4. 3月分となっております。別表第1は行政職、そして別表第2、別表第3、別表第4の 改正は、技能労務職給料表と給料表等級別基準職務表を削るとともに、別表の整理をす るものでございます。第2条は平成29年4月1日の施行分で、第8条及び第9条の改 正は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手 当額を引き上げるとともに、条文の整理をするものでございます。第18条第2項の改 正、そして附則第7項の改正は、勤勉手当の総支給割合を改めるものでございます。6 月とそして12月の支給割合が変更になっておりますが、総支給の割合は4.3月分で 変更はございません。別表の第3、そして別表の第4は、等級別基準職務表を改めるも のでございます。なお、附則の第1項は、条例の施行分について記載をいたしておりま す。第1条の規定は平成28年4月1日から、そして第2条の規定は平成29年4月1 日から施行するものとしております。また附則第3項では、給与の内払について定めて おります。附則第4項では、扶養手当に関する特例について定めております。附則第5 項では長与町職員等の旅費支給条例の一部改正について定めております。御審議のほど よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

説明が終わりました。別紙に新旧対照表も準備をしていただいております。それぞれ 見やすくなっておりますので、これも参考にしながらこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

反対をするものではありませんけれども、ちょっと確認で、この人事院勧告というの

は50人以上の事業所を対象に、それに準じた形でというふうになってるかと思うんですけど、本町の場合その50人以上の規模っていうのが、どのくらいあるんですかね。ないんですかね。今までその職員給与の改正というのは人事院勧告に準じたもので提出をされてきたのかなと思うんですが、今この人事院勧告の時期というのも、今の時期がずれてきて、本来であればいついつが好ましいとか望ましいとかいうのもあったんでしょうけれども今回のこの提案というのは、人事院勧告は全然関係ないということですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

議員の御質問にお答えします。今回は説明のほうでも触れたとおり人事院勧告に基づいて行っておりますが、人事院勧告といいますのは国の人事院の方が国家公務員に対して勧告をするものと。そちらに準じまして、そちらの改正が全部通った後、議案は上げさせていただくと。例えば国の方が通らなかったとしましたら、うちもちょっと上げることができないと。そういった趣旨に基づきまして、11月の中旬ぐらいに国家公務員が国会を通過しましたので、今回挙げさせていただいていると、そういう理由になります。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

多分、その人事院勧告の分が通って、この提案ということになったんですが、本町の場合、国を1としたらラスパイレス指数なんかもちょっと上がってる。多いんじゃないかと思うんですけれども、このあたりで記憶間違いだったらごめんなさい、交付税に算定されてきて、少なくなるとかそういう部分が何かあると聞いたことがあったような気がするんですけど、それはもう、実際にやっぱりそういうふうになってるんですか、それとももうそれはもう一切関係ないというか、そのあたりはどうでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

ラスパイレス指数につきましては、職員年齢構成等、そういったものでかなり影響すると。例えば、うちの職員の場合が高校を卒業して入られた方が、その方が職務上を優秀な成績で勤められた場合、当然部長職であり、そういった昇格をしていきます。国家公務員に関しましては、高校を卒業で入ってしまうとそれなりにこう上限が決まってるようでして、そういった中で長与町においては、適正な人事運営を行っておりますので、若干、国と比べまして高値になってると。そういうところですので、必ずしも人事院勧告は民間の平均値との是正を図る目的で行っているというところですので、長与町がラスパイレス指数が高いからといって、人勧を導入しないというのはちょっとできないと

いうか、行ってないと。尊重すべきものかなというふうに考えております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

他にありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

あと1点だけをお尋ねをいたしますが、この給与条例改正によって今回その1年間に どの程度増額になるんですかね。手当等含めて。お願いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

今回の給与改定に伴う給与増に伴います分は、今回の補正にお願いをしておりますけど、給料に関しましては197万4,000円、また期末勤勉手当に関する分につきましては694万1,000円。合わせまして891万5,000円が今回の改定に伴う増額分でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

すいません、もう一度ゆっくりと答弁をお願いします。

〇総務課長(山本昭彦君)

給料に関しましては197万4,000円、期末勤勉手当に関する部分につきましては、694万1,000円、合わせまして891万5,000円となっております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、追加議案でありました議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について、審査を行います。議案の説明を求めます。

山本課長。

〇総務課長(山本昭彦君)

議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。この条例の改正は、職員の育児及び介護支援に資する労働環境整備を目的とした育児休業等の対象者となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得、それと介護時間の新設につきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律など関

連法の改正に伴い、国家公務員に準じて所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、1つ目に、多様な家族形態の変化に対応するために、育児休業等の対象となる子の範囲を法律上の親子関係がある子から特別養子縁組の監護期間中の子などにまで拡大すること。2つ目に、多様化する介護状況に柔軟に対応するために、6月の期間内において、介護休暇の取得回数を3回まで取得可能とすること。3つ目に勤務時間の一部を1日につき2時間の範囲内において勤務しないこととする介護時間を新設するものでございます。なお本条例第1条の規定が平成29年1月1日からの施行、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 場委員。

〇委員(堤理志委員)

本会議の方でも話が出てたんですけれども、日常生活を営むのに支障がある者というものを、要介護者という言葉に改めたということで、これについて質疑の中で、いわゆる介護保険法で言うところの要介護とは違うんだという答弁がありましたが、この言葉の変更というのは、本町が判断したものなのか、それとも本法のその改正によってそれに合わせて改定したものなのか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

要介護者の定義につきましては本改正の上位法である育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の中の第2条第3項において、要介護状態の 定義が行われております。読み上げますと、「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の 障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態」とされて おります。さらに、厚生労働省令で定める期間は、同規則の第1条におきまして、2週 間と定義をされております。以上が今回改正に至った根拠となっております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。本会議で出た質疑以外の質疑はありませんか。 金子委員。

〇委員(金子恵委員)

介護休暇及び介護時間、この時間帯の給与というのは引かれるんですか。 2 時間を限度に介護時間で早く退社したとかそういう時ってこれ引かれるんですか、給与から。 ちょっと素朴な疑問ですいません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

本改正に係る御質問の件につきましては、無給ということになっておりまして、計算方法としましては、職員の給与に関する条例第14条、この規定に基づいて計算をした額を減額すると。そういうことになりますが、こちらは基本もう手当が共済組合からの手当が支給されますので、67%に当たる額が手元には入るというところで労働者の方につきましても、生活としては保障されているかと。そういうふうに思っております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

すみません、さっきのところでもう1つ戻ってよろしいですか。要介護者。そこの常時介護する重度障害者の方ですかね、とおっしゃったと思うんですけども、じゃあ2週間っていうのはそれぞれ、分けてとってもよろしいのか。それともその例えばヘルパーさんが入ってる間に何時間、1日2時間、3回まで取れるんですかね。そこをもう1回。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

こちらの取得につきましては、介護の休暇に関しましては2週間以上の取得ということで、さらに6カ月まで分割して3回に分けて取得ができると。そういった制度になっております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

先ほどの金子委員の言われていた 2 時間の件でちょっとお伺いしたいんですが、非常に言葉が法律用語なので非常に厳格と言いますか、難しく書かれてありまして、ちょっと理解を深めるためにお伺いしたいんですが、説明の中で、1日 2 時間勤務しないとか本文の中では1日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とするというこの書き方になっておりますけれども、解釈としては、例えば所定の1日当たりの勤務時間があって、その中でその範囲から 2 時間分、 2 時間介護に充てるために、いわば例えば早退のような形で早く帰るということが可能になるというような理解でよろしいのでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

小川課長補佐。

〇課長補佐 (小川貴弘君)

はい、運用としましてはおっしゃるとおりかと思いますが、私たちの休暇制度につきましては、短期の介護休暇というのが別で定めておりまして、それが年に5日取得が可能となっております。こちらの方を基本は利用していただくというところがほとんどかと思います。また、定員の増に係る改正に関してこれちょっと説明したとおり、有給休暇の取得率についてもかなり皆さん流しているというか、取得ができてないという状況ですので、基本は有給休暇の取得を持って、そういったものに対応している方がほとんどということになりますので。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第93号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号の採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 本日の委員会審査はこれで、閉会いたします。

(散会 15時15分)